

第四百十二回国 参議院法務委員会 會議録第十七号

平成十年六月四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

広中和歌子君

補欠選任
角田 義一君

六月三日

辞任

志村 哲良君
前田 勲男君

補欠選任
大木 浩君
谷川 秀善君

六月四日

辞任

大木 浩君
林田悠紀夫君

補欠選任
畑 恵君
鈴木 正孝君

出席者は左のとおり。

委員長

武田 節子君

理事

清水嘉子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君
平野 貞夫君

委員

岡部 三郎君
鈴木 正孝君
谷川 秀善君
長尾 立子君
畑 恵君
林田悠紀夫君
松浦 功君
千葉 景子君
角田 義一君
円 より子君

国務大臣

法務大臣

政府委員

法務省民事局長

事務局側

参考人

慶應義塾大学法学部教授

東京大学法学部教授

弁護士

照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君

下稻葉耕吉君

森脇 勝君

吉岡 恒男君

池田 真朗君

岩原 紳作君

小野 傑君

本日の会議に付した案件
○債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月二十八日、広中和歌子君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君が選任されました。

また、昨日、志村哲良君及び前田勲男君が委員を辞任され、その補欠として大木浩君及び谷川秀善君がそれぞれ選任されました。

○委員長(武田節子君) 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、お手元に配付の名簿のとおり、三名の参考人の方々に御意見を伺います。

御出席をいただいております参考人は、慶應義塾大学法学部教授池田真朗君、東京大学法学部教授岩原紳作君及び弁護士小野傑君でございます。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人の皆様から忌憚のない御意見を聞かせていただき、審査の参考にしたいと存じます。

議事の進め方でございますが、まず、池田参考人、岩原参考人及び小野参考人の順に、お一人十分程度ずつ御意見をお述べいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、念のため申し添えますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、参考人の意見陳述、各委員からの質疑並びにこれに対する答弁とも、着席のまま結構でございます。

それでは、池田参考人からお願いいたします。池田参考人。

○参考人(池田真朗君) 慶應義塾大学の池田真朗でございます。

まず、私からは、債権譲渡の對抗要件についての御説明と本法案の必要性、背景事情等を中心にお話し申し上げます。委員の先生方には十分御承知のことばかりかもしれませんが、お聞き取りをいたさしまして、細かい点につきましては、この後御質問いただいた際にお答えをしたいと思います。

まず、本法が対象といたします資金調達としての指名債権譲渡というものがどういうものかという点であります。

従来は、不動産などを担保に銀行から融資を受けて資金調達するというのが一般でございました。しかし、企業によっては十分な担保不動産などを持っていない場合があります。けれども、多数の指名債権なら持っているという企業が存在いたします。

例えばクレジット会社などの場合には、立てかえ払いをした指名債権で、一本にしてみれば三十万とか五十万とかいうものが無数にございます。これらを何百何千とまとめて、特別にその債権を活用する目的でつくった会社や信託銀行などに譲渡して今必要な資金を得る。例えば、これから分割払いを時間にかけて全部回収して一億になるものを仮に今九千万円で譲渡して、その分の資金を得る。譲り受けた特別目的会社はそれをもとに証券を発行して投資家に売ったりするわけですけれども、この点は岩原参考人から御説明があると思っております。そして、各債務者の方は相変わらずとの債権者であるクレジット会社に支払いを続けられ、よくクレジット会社は債権回収を代行して、回収したお金を譲受人たる特別目的会社に送る。

こういう一つの新しい資金調達方法として債権譲渡をする。これは既に世界的に、アメリカ、イギリス、フランス等かなりの先進諸国で広く行われております。したがって、この資金調達のための債権譲渡は、倒産しそうなところから債権譲渡で貸し金を回収するなどという危機的なものとは全く関係のない、正常な経済活動の中の新しい資金調達方法であります。

また、この指名債権譲渡による資金調達方法は、自分の会社の信用力で資金調達をするのではなくて、資産としての債権そのものの信用で資金

を得るということになります。つまり、債権というものは債務者が支払って初めて実現するものでありますから、それぞれの債権の債務者の信用力が問題になる。ということは、その債権を譲渡しようとする企業の信用は余り高くなくても、債権の債務者の方が優良ならばその債権は信頼できるのて高く買ってもらえる。つまり、指名債権による資金調達とは、自分の信用力が余り高くなくても債権の信用力があれば資金調達ができる、こういう利点があるわけです。一般に言うアセットバックトでの資金調達の利点ということでもあります。

このようなメリットのある資金調達方法なんですけれども、我が国ではそれをやろうとしたしますと、ネックになるのが指名債権譲渡に関する民法の規定であります。

我が国は、指名債権譲渡も不動産の譲渡もフランス民法に倣って対抗要件主義をとっておりまして、つまり、当事者の合意だけで当事者の間では権利が移転する。しかし、それを周囲の第三者に對抗する、自分が権利者となったと主張するためには、対抗要件という一定の法の定めた手続をとる必要がある。これが不動産では登記、動産では引き渡し、そして債権譲渡では、民法四百六十七条二項によつて、確定日付のある証書による債務者への通知または確定日付のある証書による債務者の承諾というふうに規定されておるわけです。ちなみに、指名債権は、近代民法ではこの国でも譲渡人、つまり債権者と譲受人との合意だけで譲渡できます。債務者が合意する必要はありません。債権譲渡というのは、債権の同一性を全く変えずに移転する契約ですから、債務者にとつては、債権者が変わっても当初の約束どおりの条件で約束どおりの期限に支払えばいいということですから、不利益変更はないということでありまして、それだから、そういうことになっているわけでありまして。

義務を履行すればいいだけでありまして、履行期が来れば払うのは当然のことです。譲渡がされても履行条件が不利に変わることはないわけですから、

さて、債権の場合は、先ほど申し上げたように、当事者が合意しても債務者が支払ってくれない場合は実現できません。したがって、権利を行使するためにどこかで債務者に知らせなければいけない。債務者に譲渡を認識させて権利を行使するための必要な確定日付ある証書を使うまでもないということ、四百六十七条の一項は、債務者に対する関係だけでは確定日付は要らないという緩和をした規定も置いてあります。けれども、これが他の第三者、つまりその債権を差し押さえる人や場合によつて二重に譲り受ける人などに対抗して対抗するためには、優劣関係が決定できないわけばいけませんから、確定日付は必ず必要になるということでもあります。

このように、債務者全員に通知しなければいけない、しかも確定日付をつけなければいけないというものが、資金調達のための債権譲渡では大変な手間とコストがかかるということで、実務界から何とかしてほしいという要望が強く出てきたわけです。さらに、通知をする、従来の危機的段階での債権譲渡というイメージから譲渡人の信用不安を引き起こすので、できれば債務者には黙ってほしいというニーズもあるようであります。ということで、何とかする必要性というのは確かにございます。

それでは、民法を変えればいかと申しますと、それはまいます。それは、現行の民法の規定は資金調達には不向きかもしれないけれども、債務者にとつては一番安全なコストのからないシステムであるというメリットがあるからであります。

現行の民法のシステムはフランスと同じですが、債務者のところへ情報をすべて集中させるシステムです。アメリカは、債権の担保も譲渡も貸付証書の登録という制度を採用しております。ドイツはまた別で、対抗要件なしに第三者に対抗できるけれども、譲渡を知らなかったために不利益を受ける債務者は個別に保護するという方式であります。ですから、日本はフランスと同様で、債務者にまず譲渡の情報を通知して、債務者に弁済請求できる状態をつくることも、もしこの債権を譲り受けた人は債務者に聞けばわかるという形で、債務者をインフォメーションセンターにいたしまして、不完全ながら公示の機能もねらったわけでもあります。

そして、債務者は譲渡の通知に従って弁済すれば有効な弁済ができる、譲渡の通知がなければもとの債権者に支払えばいいという形で保護されるのはもちろんのこと、何もなくても移転情報すべて集まってくるので、一番安全でコストがかからないというわけでもあります。

さらに、債務者だけでなく譲渡人や譲受人にとつても、例えば親族間とか友人間での債権譲渡を考えた場合には、何か書式を整えてどこかに登記登録をするなどというよりは、この民法の確定日付ある証書による通知のシステムの方が内容証明郵便一本でできるわけですから簡単に便利と言えらるわけでもあります。

したがって、不便を感じるのは、企業等が多数の債権を用いて資金調達をする場合が典型ということになります。そういうわけですから、民法の規定にはやはり合理性があり、また民法の規定を必要とする債権譲渡も相変わらず存在するということになりました。そうすると、民法の規定と並行して、資金調達のための債権譲渡を対象とした対抗要件システムを簡易化する特例法が必要ということになるわけです。

そうしますとポイントが、第一に、債務者に通知をしなくても第三者対抗要件がとれる、つまり、同じ債権を差し押さえる人や二重に譲り受けた人にも勝るといふこと、第二に、そのために債務者の立場を今よりも不利にしてはならないということでもあります。そこから、現在の民法では重ね合わされている第三者対抗要件と債務者保護

要件の切り離しということが出てまいります。これが、譲渡人と譲受人だけで債権譲渡登記をすれば第三者対抗要件はとれる、債務者は通知がなければもとの債権者である譲渡人に弁済すれば有効な弁済となるという本特例法の基本的発想ということになるわけです。

さて、それでは、同じような目的のために平成五年につくられた特定債権法があるではないか、これではいけないのかということになります。が、残念ながら、特定債権法は新聞への公告で通知のみならずという基本的な無理な構造をとっている部分がありまして、また対象が特定業種の債権に限定されている点も合理性を欠くと思われまして。

したがって、我々のつくるべき法律は、民法と併存するだけでなく、業種業態による限定のない包括的な法律で、しかも民法のシステムとは異なり、明らかに第三者対抗要件と債務者保護要件とを切り離した法律ということになります。

そうすると、第三者の方は、債務者への情報提供とは切り離した客観的な公示力のあるものというわけで、登記登録をすればいいという制度が考えられます。この場合の登記登録というのは、債権の存在を公に示すものではなくて、こういう譲渡にこの時点で第三者優先効を与えるものとお考えいただきたいと思ひます。つまり、この債権譲渡登記は債権の登記ではありませんで、その譲渡について優先効を与える登録ということになります。ですから、本特例法では譲渡人と譲受人で登記をすれば第三者対抗要件がとれます。

この債権譲渡登記は民法の確定日付ある通知にかわるものですから、民法の確定日付ある通知の場合も譲渡人が行い債務者は関与しないわけですから、債権譲渡登記に債務者の関与をさせないというのも当然ということになります。ただその分、登記される債権譲渡の債務者のプライバシー保護を考慮して、債務者名など登記の詳細情報は関係者でないといふ手当てをつけておくわけです。

そして、第三者対抗要件と債務者保護要件を切

り離したのですから、譲受人は、他の第三者に勝つというだけ問題なら、譲渡のあったことを債務者に通知する必要はありません。したがって、通知は、主として自分のところに払わせたいといううようなときにだけすればいいわけであり、このような債権譲渡の場合の譲受人というのは融資者ですから、通常は一つ一つの債権を回収する作業までしたいわけではなく、それはもとの債権者である譲渡人に委託しておけばいいわけでありまして、そのような場合は通知は必要ありません。一方、債務者は知らされたいというものはもとの債権者に支払えば免責されるわけでは

二つの法律ができて債務者が不利になるのではないかと御心配もあるかと思ひます。これは、債務者が二度払いさせられる可能性が大きくなるというのであれば心配する必要がありますが、債務者は一定の基準で支払えば免責される、あとは例えば譲受人と第三者の問題となる、こういうシステムであれば債務者について特に心配する必要はないと申し上げられます。

なお、民法での譲渡と特例法での譲渡の競合、さらには特定債権法との譲渡の競合というのは理論的には起こり得ますが、これは実際にはレアケースでありまして、それらの間の優先の基準がはっきりしていればこれらもそれほど心配はないと考えます。御質問があれば具体的にお答えいたします。

また、このような法律をつくっても、一般人の間で持たれる指名債権、つまりAさんがBさんにお金を貸したというケースの指名債権の性質やイメージは何も変化いたしません。実際にも、ただいま申し上げたような債権譲渡は従前どおり民法の對抗要件に服するわけでありまして、つまり、この特例法は、今までの指名債権の性質を変えようという法律ではなくて、今までの指名債権を新しい使い方で使いたいという人たちのニーズにこたえる法律ということになります。

最後に、現在、国連のUNCITRAL、国際商取引委員会というところで、まさにこの債権

譲渡による資金調達を国際的にする場合の對抗要件のルール等を統一しようということで、九五年の十一月から条約案づくりをしております。この作業部会にも私が第一回から日本代表として出席しておりますが、こちらはまだ確定はしていないものの、ここでも国際的な規格のコンピュターによる登録制度の導入が有力になっております。ことし三月、この特例法案が提出されました直後、一カ月ぐらゐ後にニューヨークでUNCITRALの作業部会がありまして、私は会議の中で、我が国の新しい法律案ということで本法案を紹介いたしました。そうしましたら、通知システムの特例法を持つ日本がこの条約案に適合する登録型の特例法をつくるということで大変注目をされまして、非常に好意的な反響を得ました。

かような次第で、本法案は、ひとり我が国の国内金融取引に利用するだけではなくて世界規模の趨勢にもマッチしているということであります。結論的に、ぜひとも本法案の御採択をお願いしたいと考えものであります。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。次に、岩原参考人をお願いいたします。岩原参考人。

○参考人(岩原紳作君) 東京大学の岩原でございます。

本法案は、いわゆる流動化、証券化の手段として用いられることが予定されておりますので、私は、その主な利用主体になると考えられております。いゆる特定目的会社、現在、本国会において審議中の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案の特定目的会社、いわゆるSPCの御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

このSPCと申しますのは、債権を含む資産の流動化、さらには証券化のための有力な手段でございます。資産の流動化と申しますのは、資産を所有しております企業が資産を譲渡しやすい形に

変形いたしましたして、それを投資家、特に機関投資家に売却するというような形で資金調達を容易にする手法のことでございます。投資家といたしましては、投資対象が小口化されている方が投資しやすいわけでございます。また資本市場で再譲渡して資金回収ができるようないリスクが高くて投資の対象とすることができません。そこで、小口化されて譲渡の容易な形、できれば有価証券の形になっていることが望ましいわけでありまして、これが資産の流動化であり証券化でございます。

また、投資家といたしましては、資産のものと所有者である企業、これをオリジネーターと呼んでおりますが、このオリジネーターが倒産するとそのとばっちりが及ぶようなものであります。このオリジネーターの倒産のとばちりが流動化あるいは証券化された商品に及ばないような仕組み、これをバンクアラブ・リモートと呼んでおりますが、この証券化とバンクアラブ・リモートの両者を可能にする手法がSPCでございます。

すなわち、このSPC法案によりまして、オリジネーターが指名金銭債権または不動産等を別法人でありますSPC、特定目的会社に完全に譲渡いたしましたして、まずバンクアラブ・リモート、つまり破産等の影響が及ばないようにいたします。大量の指名金銭債権を第三者對抗要件を完備した形で容易にSPC等に譲渡できるようにする手段、それがここで審議していただいております債権譲渡對抗要件特例法案であるというふうに理解しております。

この債権譲渡對抗要件特例法案の系統に従って譲渡いたしますと、オリジネーターが倒産して、破産管財人、更生管財人等が選任されたり、差し押さへ債権者があらわれたり、あるいは二重譲渡等がなされても、これらのものに對して、この流動化商品、証券化商品を取得したものは譲渡の事実をもって對抗できるということになるわけ

であります。SPCが對抗できるから、これらのものも對抗できるわけでありまして。

そしてSPCは、社債、コーポレート・バークまたは優先株式、これは法案では優先出資と呼んでおりますが、これを発行し、それを資本市場で分売することによりまして、小口化、証券化をすることができるようになります。SPCは、資産といたしましては、オリジネーターから譲渡された指名金銭債権または不動産等があるだけでありますから、SPCが発行する社債なりコーポレート・バークなり優先出資といったものは、実質的には原資産の価値だけを表象する証券化商品になるということでもあります。

その結果、オリジネーター自身は不良債権を多数抱えた格付の低い金融機関であり、また自分自身が社債を発行しても資本市場で消化してもらえないというような状態にあるといたしまして、SPCに優良債権を選んで譲渡すれば、SPCが高い格付を得て、資本市場で証券を発行するという形で消化することができるようになります。これが証券化の一つの場合であります。

また、金融機関は、このようにして資産の一部を切り離して証券化をしまして、資産規模を圧縮することができまして、その結果、いわゆる自己資本比率を向上させ、いわゆるBIS規制を満たすことができるようになるわけでありまして、これは金融機関にとっては非常に大きな魅力であります。また逆に、不良債権のみを選んでSPCに金融機関が譲渡いたしましたして、SPCにより証券化をして、いわゆる格付の低いジャンク債と呼ばれるようなものを専門に売買する業者に低い値段であれそれを売却し、不良債権の処理を進めるということもできるわけでありまして。

このように、債権の流動化、証券化は、オリジネーターとなる金融機関あるいはノンバンクその他の事業者が新たな資金調達手段、資本市場からの直接的資金調達手段を与えるわけでありまして、資金調達コストの引き下げを可能にする一方、資産をオフバランス化したりあるいは不良債

債権の道を開くという効果もあるわけであります。逆に、投資家の立場からしても、流通性がありリスクも限定された新たな投資機会を得ることができるといふことになり得ます。

このような指名金銭債権流動化手法の中でも、このSPCは極めて有効な手段であります。なぜならば、我が国では有価証券を発行する手段が大変限られているわけであり、SPCだけは有価証券を発行することが非常に容易にできるといふことであります。また、SPCは会社形態をとっており、投資家に有限責任のメリットを与えることもできます。その他、投資家の権利保護のために充実した法制度を備えていることになり得ます。また、証券取引法を適用して、証券取引法上の投資家保護を図ることも容易になるわけであり得ます。

このように、SPCは、債権譲渡対抗要件特例法と結びつくことによりまして、非常に大きな力を発揮するといふふうに考えられます。

もちろん、この指名金銭債権の流動化の方法といたしましては、ほかにも、例えば先ほど池田参考人からお話のありました特定債権流動化法もございますが、特定債権流動化法は適用対象がリース債権、クレジットカード債権等に限定されておりますし、有価証券形態を使うことも限定されておるわけであり得ます。その意味で、この債権譲渡対抗要件特例法及びSPC法が成立しますと、それ以外の新たな債権の流動化、証券化の道が開かれるといふことになるわけであり得ます。

この債権譲渡対抗要件特例法はSPCにとっても非常に重要でございまして、これが成立しますと、オリジネーターが所有している大量の指名金銭債権を第三者にも対抗できる形でSPCに容易に譲渡することができまので、SPCの実際の利用が非常に困難になるわけであり得ます。先ほど申し上げましたように、第三者対抗要件がないと、いわゆるバンククラブ・リース・リポートにならなくて、オリジネーターの倒産リスクから逃れられまので、証券化が第一歩のところであつた

ずいというわけであり得ます。

このように、両法案は一体の関係にあるわけでありまして、我が国における証券化を進め、企業の資金調達方法及び投資家の投資対象の多様化、そして金融機関の自己資本比率向上や不良債権の早期処理を進めるためには、この両法案、ここで審議していただいております債権譲渡対抗要件特例法案の成立が大きな意義を有するものと考えております。

以上でございます。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。

次に、小野参考人にお願いたします。小野参考人。

○参考人(小野保君) 私、弁護士の小野と申します。

弁護士実務として証券化案件に多く携わっておりまして、その中には、特定債権法上の小口債権またはアセットバック、ABSと言わされていただきますけれども、資産担保証券も含まれております。そのようなこともありまして、実務家の視点から本法案の意義または検討されるべき課題についてお話しさせていただきます。

まず、話の内容で申し上げます、幾つかの視点から話をしたいと思います。

一つの視点としましては、債権の流動化という視点でして、この法案の必要性、またこの法案の利便性の程度について話をいたします。

次に、債務者保護に関連する事項だと思っておりますけれども、先ほど池田参考人が話されておりましたように、債務者対抗要件と第三者対抗要件を切り離すということが持つ意味合いについて話をさせていただきます。

三番目に、特定債権法と本法案、特例法と呼ばせていただきますが、その競合する状況について話をさせていただきます。

また、最後に、やや異なる視点ですけれども、債権の保有者たる債権譲渡人の立場から、債権流動化とは異なる視点からの話をさせていただきます。

まず最初のポイントですけれども、この特例法導入の必要性であります。岩原参考人が強調されておりましたように、債権の流動化におきまして最も重要な事項の一つとしまして、債権の原保有者であり譲渡人であるオリジネーターが倒産した場合であっても、債権譲渡の有効性を対破産管財人との間で否定されないことが重要であります。格付機関との交渉等においてもこの点が最も重視されるポイントであります。

そのためには、債権譲渡に当たって何が必要かといふと、これも繰り返すことになりますけれども、第三者対抗要件の具備ということが絶対的な必要条件でございます。とりわけ数千、数万、あるいはもっと多い数になることもあります大量な債権群、これはよくプールと呼ばせていただきますけれども、これを流動化する場合に、民法四百六十七条二項の確定日付ある通知を数千、数万、またはそれ以上の数に対して送付するということとは物理的にはほとんど不可能なこととございいたします。

その結果、現状ということが起こっているかという、債権流動化という側面におきましては、これが余り促進されないという社会経済的に余り好ましくない状況が存在しております。また他方において、第三者対抗要件を具備しない形での債権流動化も行われるということになりますと、万が一オリジネーターが倒産した場合に受ける投資家の損害を考えると、これは甚大なものでございいたします。

リース・クレジット債権につきましては既に過去五年間の実績を伴っています特定債権法がございまして、これでは御存じのように極めて簡易な公告による対抗要件の具備制度が規定されておりますけれども、その他の一般の金銭債権につきましては、これまでは存在していなかったのが、今般特例法によりまして極めて簡便な方法で第三者対抗要件を具備できることになりましたので、流動化に携わっている弁護士としまして、また実務

家の一人としても、その導入というのが一日も早くなされることを期待されております。

次に、この法案の意義というのには非常に大きいものがございいたしますけれども、では、その使い勝手、利便性についてお話しさせていただきます。

この法案は、債務者対抗要件を切り離しまして、第三者対抗要件についての債権譲渡登記により達成することとなっております。したがって、債務者対抗要件を具備するためには、この法案にありまうように、登記事項証明書を添付した通知ということが必要となります。もとより債務者対抗要件と第三者対抗要件を切り離すということから始まりまして立法の経緯からいまして、このこと自体は仕方がないことかもしれせんけれども、流動化の視点からの利便性は必ずしもよくないといふことを一言お話しさせていただきます。

すなわち、第三者対抗要件が具備されたとはいひましても、債務者対抗要件が具備されていないものは、やはり債権流動化という観点からいいますと極めて不完全と言わざるを得ません。いいうことは、いずれかの時点におきまして債務者対抗要件の具備が必要となるということであり得ます。その場合、証拠を残すという観点からいいますと、結局、通常の民法の場合と同様に内容証明郵便による発送といふことを考えますと、結果的にその費用と手間は現状と余り変わらないことになってしまいます。

通常の場合、債務者対抗要件を具備する必要は必ずしもないのでありますけれども、先ほど不完全と申し上げましたのは、例えば原債権保有者オリジネーターが倒産の危機に瀕しているときに債務者は相変わらずそのオリジネーターに対して支払いをなす、これが法的な形ですから、それが債権流動化にとっては好ましくないといふことであります。原債務者に対して例えばSPCに対して直接支払いなさいといふことを言うためにはどうしても債務者対抗要件を具備せざるを得ないといふような状況を申し上げております。

また、やや理屈っぽい議論になりますけれども、債務者對抗要件を具備していないということは、原当事者間においては有効に債権が存在しているということになりますから、オリジネーターが何か違法なことをするという前提に立ちますと、その債権が二重に譲渡され得るということにもなります。今の二重譲渡というのは、對抗要件が具備された場合も二重譲渡は行われますけれども、法的な意味合いは異なります。これに對して特定債権法は、債務者對抗要件と第三者對抗要件をワンセットにしまして規定しております。したがって、債権流動化の側面からして極めて有意義なものでございます。

特定債権法に対する幾つかの批判の一つとして、債務者對抗要件が知らないうちに具備されていくことに對する批判がございすけれども、同法は、リース、クレジットという逆に非常に個性がない大量の債権のみを取り扱うという限定をしたことによりまして、その点の問題を緩和しております。

まず、二重譲渡のリスクに関しては、そもそも法律上、原オリジネーター、原債権保有者のみに對する弁済を強制しまして他への取り立て委託を禁じております。また、オリジネーターが取り立てすることを解除する場合におきまして、これに對して通知を要求し、善意無過失で払った原債務者を保護するというような枠組みをつくっております。

また、債務者對抗要件不具備という点の債権流動化の観点での使い勝手の悪さをもう一点述べますと、これは金融機関の保有する貸付債権の流動化の観点です。

金融機関はノンバンクと異なり預金を受け入れておりますから、譲受人が債務者對抗要件を具備するまでの間、原債務者が預金を持っている場合には相殺その他の抗弁が継続することとなります。これは債務者保護の議論とは別個ということですが、これは債権流動化の議論とは別個ということですが、債権流動化という観点からしますと、このような抗弁の切

断というのが長く継続してしまうということは、利便性からするとそれほどよろしくないのではないかと思います。ただ、これは一つの議論でありまして、この特例法そのものの価値というものはそれ以上のものがあるということは先ほど冒頭で申し上げたとおりでございます。

次の議論といたしまして、債務者對抗要件と第三者對抗要件を切り離したことに伴う新たな検討事項について数点触れたいと思います。これは、これまでの民法の条文または判例等が両者を全く切り離さない形で解釈、運用してきたものについて今般切り離すということから生ずる新たな検討課題でございます。

例えば、債務者對抗要件を具備するための通知をする前に二重譲受人からの確定日付ある通知が到達するということは考えられます。この点はやや理論的または民法的な机上の議論かもしれないけれども、一応論理的にはそういう状況もあり得るということでございます。既存の民法の議論または法理を適用して、こういう場合の基準というものは厳然とできるものでありますけれども、多少債務者保護という観点に立つことになりまして、債権の準占有者に対する弁済、本来の債権者でない人に払った場合であってもその支払いについて保護しようというような法理がございすけれども、この点につきましては今は債務者保護という観点から柔軟な解釈を展開する必要があるのでないかと思ひます。

また、この切り離すことに伴う二番目の問題として取り上げますのは、不当利得返還という問題です。

これはどういう状況を話しているかといいますと、これもやや理屈だけの世界かもしれませんが、けれども、劣後する二重譲受人がいた場合で、なおかつその劣後する二重譲受人が最初に債務者對抗要件を具備したことによって弁済を受けた場合、劣後する二重譲受人に對して優先する債権譲渡登記をした譲受人は不当利得返還請求権を持っているということでございます。これに對してもやは

り細かい議論または新たな解釈論の展開というものが必要ではないかと思ひます。

例えば、善意、悪意の場合の不当利得の返還義務というものは法律上区別されておりますけれども、この場合、登記ファイルを見なかった者が見ないから善意だということであつたというのであろうかとか、また対価を払っている場合にどう取り扱うのだろうかとか、いろいろな状況を考えますと、全く新しい側面としての不当利得返還義務の議論が必要だと思ひます。

大きい三番といたしまして、先ほど申しましたように、特定債権法上の公告によるみなし對抗要件制度と今般の特例法上の債権譲渡登記の関連についてお話ししたいと思います。

先ほど申しましたように、特定債権法は既に過去五年間、確認したところ、債権譲渡の本数で百九十万件以上、公告による譲渡の債権総額として二兆円以上のものが実績として存在しております。これにつきましては、その百九十万件というものが民法との関連で何ら問題なくこれまで推移してきているということはやはり注目すべき事実だと思ひます。したがって、今般特例法が導入されたとしても、その特定債権法とこの民法特例法というものは実務、現実におきましては共存共榮するのではないかというふうに考えます。

最後に、全く異なる視点でございすけれども、債権の原保有者、要するにオリジネーターの立場からの議論をさせていただきます。

本特例法は、もともと債権流動化促進のための法律として議論され、今般導入されるのが検討されていものでありますけれども、法文にもございすように、債権質そのものも認められております。また債権譲渡担保、これは外見上はわかりませんが、債権譲渡担保についての利用も可能でございます。

債権者、ここで言う債権者というのはちよつと言葉が違ひまして、そのオリジネーターの債権者、信用を供与しているものという部分で使わ

ていただきますけれども、その立場からしますと、もともと民法の對抗要件制度が極めて使い勝手が悪いということで担保の設定が困難であつたものが今般の立法措置によって整備されるというような立場から評価できると思ひます。

また、そのオリジネーター、とりあえずここでは債務者と言ひさせていただきますけれども、その立場から、これまで担保不足によって資金の借り入れが困難であつたのが今般の法整備によって担保を提供することによって資金借り入れができるようになるという言い方もございす。

しかしながら、現状におきまして担保予約または對抗要件留保担保特約に基づきまして資金を借り入れていた場合、このようなケースは間々あるようでございますけれども、本法律が担保提供について非常な簡便な方法で提供することによりまして正式な担保の提供を求められるという状況も考えられます。また、昨今の貸し渋りの状況からいたしますと、担保提供不要で借り入れたものに関して新たに本法に基づき担保提供が求められるというようなこともございす。もともと民法の確定日付制度の利便性がなかったことに起因した問題で、制度として利便性が向上することによるやむを得ないことだと思ひますけれども、またこれを論ずる立場の人によってその考え方の違いも違つてきますけれども、あくまで流動化の促進という観点からいたしますと、債権が担保提供されることによりまして資産が減少していくということは必ずしも好ましくはないのではないかと感じております。

時間になりましたので最後になりますけれども、幾つかポイント述べさせていただきますが、本法案そのものは債権の流動化促進のために極めて必要かつ重要な法案でありまして、一刻も早く成立されることを期待しております。また、るる述べましたように、全く新たな制度でございすので種々検討すべき事項もございすので、もし同法案が採択された場合には、今後の政省令の作成に当たりまして十分その点の配慮をしてい

ただ、また法文解釈につきましても、もちろん最終的には裁判所が行うのですけれども、債権流動化の観点からしますと実際に紛争事例となることは極めてまれ、またはほとんどあり得ないこととありますので、積極的な立法者の方から法文解釈についてのガイドラインなども作成していただければ運用面において極めて使い勝手が良いものとなると思います。

また、全然別個の観点ですけれども、将来債権、将来発生する債権、これは債権流動化にとつて、また担保という観点でもそうかもしれませんけれども、極めて重要です。これにつきましても、同法案そのものは直接扱っておりませんが、政省令作成に当たりましてはそれらが含まれるよう十分考慮していただければと思います。

以上でござります。

○委員長(武田節子君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。先生方にはお忙しいところを御出席いただき、貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。先般、法務省等に質問した事項の中で不明な点も大分わかったような気がいたします。ありがとうございます。

そこで、時間が余りありませんので、まず池田参考人へございますが、法務省の債権譲渡法制研究会にも御参加いただいているということでございますが、先生方からもいろいろ触れられているいわゆる特例法は公告という形で債務者・第三者對抗要件をそれぞれに具備し、現にもう五年間で相当な実績を上げていくわけですね。今度の場合は債務者・第三者對抗要件を分離するというような制度で、個別にいう制度は、先生、国連の動きの中で登録というのが国際的趨勢でもある

ということなんです。これを検討する際、これは民法があり特例法があり、また今度の特例法もある。理論的に言うところか若干そこが生じるような感じもするんです。

この特例法の公告制度というふうなものについて、この特例法との関係において先生はどのように評価されているのか、その点については現在の特例法によつて処理してもいいんだというふうにも聞いています。そのあたりについての御見解をちよつとお伺いしたいと思います。

○参考人(池田眞朗君) いろいろ御関係の方もいらつしやうと思うんですが、私個人の理解でお答えを申し上げます。

やはり第一点として、まず特定債権法はこれを用いて資金調達を図れる業種がリース業界、クレジット業界に限られておりますが、世界的に見てこういう法律で業種業態の適用の限定のあるものはどうも存在いたしません。ですから、こういう限定はやはりちよつと合理性に欠けるという気がいたします。

それから第二点、みなし對抗要件という形で特定債権法は第三者對抗要件として新聞紙上の公告で民法四百六十七条の對抗要件とみなすというふうにしていくんですが、つまり特定債権法は民法の債務者を情報を中心に置く對抗要件をそのまま維持して公告という制度でそれにみなすというわけですけれども、これはやはりフィクションでありまして、新聞に載せるのと自分のところに通知が届くのとを債務者の認識という意味で同等に見ることはやはり無理ではないか。この意味では、今回の特例法のようにしつかり切り離した別制度にした方がよろしいという気がいたします。

それからあと二点ほど、民法四百六十八条の二項に、債務者は通知を受けるまでに譲渡人に対して発生していた抗弁事由をもつて譲受人にも對抗できるという規定を置いております。これは債権譲渡の性質を考えたときには当然の規定なんですけれども、特定債権法はこれに対応する規定を置

いておりません。したがって、先ほど来ほかの参考人の方からのお話にもありましたように、新聞に公告がされた段階で債務者は実際にはそれを知らなくてもそこから先に発生した抗弁事由には対抗できなくなってしまう、これはやっぱり大きな欠点かなと思います。

それからあと、もし三つあります法律でそれぞれの手続がされたというときに、今回の特例法と民法の間の優劣関係はかなり明瞭にわかるんですが、けれども、特定債権法の公告というのはやはり一日の幅を持ってしまふのではないかと、この特定債権法と特例法あるいは民法というのでぶつかり合ったケースではちよつとその先後関係が決めるべく、この程度でござります。

○依田智治君 ありがとうございます。もっと聞きたいのですが、それでは一人一問ずつお聞きしたいと思います。

岩原参考人、SPCの仕組みで大量に債権を流動化していくというところは私は賛成であり、ぜひやっていただきたいと思うわけですが、ただ、このSPCは債権を回収する専門家じゃないわけですね。そしてその債権自体がどのくらいの価値があるのかという評価、譲り渡される債権が的確に評価されて、しかも新たな債権者に対して裏打ちするためにちゃんとそれが回収されるというところが必要なんです。自民党の中でもサードパーティーに関する法律とかいろいろ研究しておるんですが、今回の第三者對抗要件法とSPC法、これが成立しても政治の勢力でこういう法律をつくってもらえばなおいいというふうな、先生のそのあたりについての関連した御意見がありましたらお伺いしたいと思ひます。

○参考人(岩原伸作君) 今、先生御指摘のとおり問題状況だと私も心得ておりました。今サードパーティー法のことを御指摘になりましたけれども、私もしも成立させていたでいて、実質的な不良債権の処分を進めていくことが何よりも大事でござい

ますので、そのためにはそういう実質的な問題を処理できる仕組みをつくるのが何よりも大事だというふうな心得ております。

以上です。

○依田智治君 どうもありがとうございます。最後に小野先生、先生が「金融法務事情」というので去年の暮れ、「債権譲渡における對抗要件をめぐる」ということで何人かの専門家の方々と意見を交わされておる中で、理論的にこの三つの法律のどちらが優先するかという問題、場合によつては二重譲渡もあり得るのか、いろいろなケースを想定して詳細な御議論の中で積極的に発言されるのを二度ばかり読ませていただきました。頭が悪いものでなかなかあれなんです。結局、民法がある、特例法がある、それでこの新たな特例法がある。それで、それぞれ到達時点とか、一日というスパンの中でいつ新聞が配達されたのかとか、今度は登記はその日の日時まで入れた登記になるというようなことがあったとしても、二重譲渡とかその他のいろいろ方があった場合の権利関係というのは、結局最終的には裁判所という問題になるのかと思ひますが、できるだけ新制度がそういうトラブルなく、現状においては今ある法律で適正に運用することが大変重要だと思ひます。

衆議院でも、これが適正に運用されるように今後法務当局はしっかりと検討していけとかいうようなこと、先生の意見はこの中にありました。やはり新制度の趣旨というものは債権の存在を示すものじゃない、こういうのもありますが、この三つの制度が結局法が成立すれば成立することになるわけですので、このあたりについて、実務者の立場として、こういう点を注意していろいろやってもう必要があるのじゃないかというふうな御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

○参考人(小野健君) 何度も議論が出たように、特定債権法はリース、クレジットという非常に個

性が乏しい少額ものを対象としていますので、まず現実的には起こらないし起こっていないということだと思えます。

ただ、御質問は理論的な側面も含めてということなので、その点について回答いたしますと、現在の民法の理論といえますが判例でも、同時到着というものに対して極めて幅広く裁判所は認定しているように言われています。要するに、瞬間をとらえるのではなくて到達した時点が確定できないということであって、同時に同時到着の場合には、債務者というものはその同時到着の人だれに払ってもいいということになります。特に、一日の幅といえどもそれは一日という単位です。かかる時点がわからないという理論構成も可能ですから、結局は同時到着ということになると思えます。

これは、繰返し申しわけありませんけれども、リース・クレジット債権というような場合によつては数万、数十万というものについてあえて大手の信販・リース会社が二重譲渡するとか、あえてそういうものについて差し押さえるをやるといふようなことはほとんど過去において考えられなかったで、一応理論的な背景です。

ただ、先ほど申しましたように、債務者保護という観点があれば、より債務者にとって有利な形での解釈論というものが今後展開すべきだと思えます。とりわけ特例法はすべての金銭債権について取り扱っておりますから、債務者も大企業から消費者までいろいろ登場いたしますので、それぞれの状況に応じたきめ細かい解釈論の展開を法律家がすべきではないかと思っております。

○依田智治君 どうもありがとうございます。こういう制度が新たにできる、それでやはり登記自体が債権の存在自体を証明するものじゃない、そういうような点もいろいろ考えますと、やはり関係者が、後で別に第三者対抗要件を具備した人がいるかもしれぬ、ちよつと登記を取り寄せ

てみようとか、そういうことができるだけ未然に不適正な運用がなされないような感覚を持つてもらうということが大変重要で、そういう意味からすれば、やはり広報というものを徹底していくということが非常に重要なことのように私は感じております。

本場に先生方どうもありがとうございます。終わります。

○千葉景子君 本日は、お三方の参考人から大変貴重な御意見、お考えを聞かせていただきましてありがとうございます。

お三方にちよつと共通の問題でまず質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

私も、先ほどのお話を伺いながら、債権の流動化、そして資金の調達という時代のあるいは経済の要請というものに適切に対応していく、そういうシステムを考へていくことは大変重要なことであらうというふうなところでもございまして、これまで日本の法制度では、先ほど岩原先生からもお話があったように、有価証券を発行する手法がなかなか少ない、こういうこともございまして、これから何らかの適切な対応というものが求められてくるだろうというふうに思っています。

ただ、正直言つて、ちよつと私も心配をするのは、特例法ができ、今度の特例措置が導入され、そして民法の原則もある。これ一方には、やはり一般の債務者、消費者と言われる立場あるいは一般の本人に個人の債務者というものがほとんどかわつていくことになるだろうというふうに思うんです。そうなりますと、あるときは民法、あるときは特例法、あるときは特例と、個人の消費者にとつてそういうものを適切にやはり判断するといふのはなかなか難しい。制度としてはどれだから民法より特例に不利益になるというふうなことでないんですけれども。

そういう意味では、これからの時代に適応すると同時に、反対側にいる消費者とか個人の権利あるいはその立場を尊重する、あるいはわかりやす

くしていく、不利益ができるだけかからないようにしていくという意味では、もう少し包括的に、あるいは制度として一本化をしていくとか、そういう方向性、そしてだれにでもわかりやすくしていくということが必要ではないかという気がするんです。

その点については、この法案ばかりでなくて、これから先の議論として先生方どのようにお考えでいらつしやるのか、まずそれぞれ一言ずつお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(池田眞朗君) ただいまの御質問、まさにそのとおりだと思います。

債務者保護という観点では、一つは民法全体の解釈論として、小野参考人からもお話がありましたけれども、四百七十八条に債権準占有者に対する弁済という規定がございまして、これは通帳と印鑑を盗んで持ってきた人に銀行が払つてしまつたというふうなケースでよく使われておりますけれども、この四百七十八条の解釈論によつて、だれに払つたらいかがよくわからなくてちよつと間違えて払つてしまつたというふうな債務者が救済されるような解釈論が展開される余地が一つあるということでございます。

それから、やはり法制度としては将来的には運用状況等を見てなるべく統合、一本化していくというのが筋であらうということは私も考える次第でございます。

○参考人(岩原伸作君) 私は専門が商法でございまして民法でないで細かい技術的なことは必ずしもよくわからない面もあるのでありますけれども、やはりSPCその他のいわば債権を譲り受ける立場の方からしまして、できれば将来的にはぜひ民法の先生方にも御努力いただいて一本化できるようなスキームができれば一番望ましいというふうな考えでおります。

○参考人(小野傑君) 金銭債権というのは非常に千差万別、日々新たなものが発生し消滅するという状況ですから、これを一律に規定しようとするとは、どうしても現状の民法のような形で余りにも

一般的になつてしまふと思ひます。ところが、議論している側面というのは、債権の流動化とかまは現下の金融機関の不良債権問題であれば銀行の保有している貸付債権ということであつて、ある特定の種類の債権でございまして、したがひまして、理想論とは別に現実的な対応からしまして、または現実の問題を解決していくという観点からしまして、やはり個別な対応が必要だと考えます。

ただ、批判としまして、ではある債権については別の法律かという議論をしているつもりはございませんで、先ほど申しましたように、大量な債権群を取り扱うものにつきましては、債務者対抗要件の具備というものが極めて困難、第三者対抗要件、確定日付だけじゃなくて通知そのものも非常に大変ですから、やはり特定債権法のような面者が具備できる制度が必要だと思ひます。ちなみに、銀行とか保険会社の支店の譲渡の場合も公告制度ですべての債権群が譲渡されるようにもともとの日本の法制がなつております。特定債権法はそういうものがある程度参考にしてつくつたんじゃないかなと個人的には思つております。

あと、債務者対抗要件がそう簡易に具備されると債務者保護に資さないんではないかという批判がございませうけれども、これはドイツでもアメリカでもそうだとは思ひますけれども、債務者対抗要件、債務者保護の問題と対抗要件具備の問題というのはちよつと別個に考えるべきだと思ひます。とりわけ抗弁の切斷のところは、個々の債権の抗弁の性質に応じて抗弁が継続するののか切斷するののかというふうな考えればよいと思つております。

以上です。

○千葉景子君 ありがとうございます。今のお話にも関連するんですけれども、小野先生にちよつとお尋ねしたいと思ひますが、先ほどいろいろ細かい問題点についてはやはり立法者のところでできるだけ明確にしておく必要があるというお話がございました。私も、債務者の保

議あるいは取引の安全ということを考えれば、最終的には裁判所ということになりまして、その立法の趣旨とかあるいはその考え方ができるだけ明らかになっていることが必要だということに思っています。

その意味で、今回の法律では大分政省令に今後ゆだねられる部分が多いかと思うんですが、そこ、そういう際に、例えば明確にしておくべきところ、あるいは本来であれば法律の方で明確にしておくべきであったというような点とありまして、御指摘をいただきたいと思っています。

○参考人(小野傑君) 法律そのものが第三者対抗要件としての確定日付制度に対する手続法として連う制度を立法するという点なので、極めてわかりづらいいいいますか、法律で仕方がないと思うんですが、その部分だけ触れておりまして、したがって、いろいろな状況を考えますと、こういう場合どうなんだろうかみたいな形で解釈論というのが出てきます。

その幾つかの事例としては、ちょっと先ほど申し上げたことと重複しますが、対象債権として何が入るんだろうか、これはすべて入るんですけれども、現行の解釈論で将来債権というのが一体どの範囲で譲渡が認められるんだろうかというところは、必ずしも学者の間で意見が一致していないようですので、最終的には裁判所の判断云々よりも、政省令をつくる際に、要するに金銭債権一般について広げた以上はそういうものも含まれるようにしていただければと思います。

そのほか、先ほど来議論されています、理論上の問題だとは思いますが、幾つかの対抗要件が同時に到着した場合の取り扱い、これは民法議論としては明確ではありませんけれども、その辺りも、先ほどの広報という観点からしまして、やはりこうなるという話とか、そういうことも政省令作成の際に検討されたいと思います。

○千葉景子君 時間ですので終わりにいたします。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。早速質問させていただきます。

せていただきます。

お三人の参考人の方すべてこの法案の成立を希望されるということですが、ただ、SPC法とこれが通りますと、そういう会社とその目的とする仕事をさせるためには、それに見合った手段を提供しなくてはならないという意味で、それを前提とすれば必要となることはわかるんです。ただ、条文を見ますと、これは特償法なんかと比べてみては法人について特に限定はございません。そして、大量の債権譲渡の場合に備えるといひながら、債権譲渡の数というものの限定がございせん。それから、譲受人は個人でいいということですね。

そうしますと、SPC法とこれが成立した場合、SPC法については非常に便宜になる、債権流動化も図るという場面を想定すると非常に役立つし、また必要な手だてだろうと思うんですが、これも、法務省の方で一般私法の問題というふうにとらえておられまして、そうしますと、私は、債権流動化とかSPCとか、それとは関係ないところで行われる債権譲渡について不備が生じないかどうかということもつい考えてしまうわけなんです。

変な例えかもしれませんが、例えば犬を買った、そうしたら大小屋を用意してやる、これは当然だろうと思うんですが、馬小屋まで用意する必要があるのかな、こういう考えなんです。そこで、そのほざまのところで、悪用の危険であるとか、あるいはかえって取引の安全を害するような事態が生じないか、これをチェックするの立法律の役目であろうと思います。

前置きが長くなりましたけれども、この質問は弁護士の小野先生がよろしいでしょうか、これは虚偽登記というものは避けられないわけですね、両者の申請行為でよろしいわけですか。悪用の危険とか、こういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(小野傑君) あらゆる制度は悪用はもち

ろん可能ですし、おっしゃられるように利便性が向上することによって悪用することもより容易になるということもございせんけれども、現行民法上も、それは虚偽の譲渡を考慮することもできません。債務者対抗要件具備のところ虚偽といひましても譲渡人が通知をしなきゃいけませんから現行法上は問題ないですし、では特例法上どうなるかという、共同申請で登記されましから、登記事項証明書添付して譲受人が通知をしますから、譲受人からの通知といひましても、やはり当初登記の時点で譲渡人が関与しております。したがって、悪用するという側面での理論的な面から見ますと、やはり現状とは変わらな向上によって逆の側面があるということとは否定できないと思います。

○大森礼子君 私、実は検事をしておりますので、つい極端な例を考へるんですが、でも、まあ、何か法案ができるたびにやきやきが出るかなと考へてしまつたわけなんです。

例えば登記ができました、もちろんこれは公定力がありません、実際に正しい債権譲渡があったことを証明するものではない、それから債権の存在をその登記が証明するものではないということとを言うわけですが、ただ、実際の場合、そういう法務局の方が発行する登記事項証明書とかがありますと、それに対して一般の人は信用しやすいであらう、こういうところからまた悪用の危険といひうのはあるじやないか、こういうことも考へるわけなんです。

考へるのは、法人に限定がありませんので、法人をつくって、譲受人は個人でもいいから、そこから辺が通謀してやれば非常に簡単に虚偽の外形が作出できるという点では一点心配しております。それから、小野参考人に集中してしまふんですけれども、先ほど事例として二重譲渡の場合の例をお示しになりました。

第一譲渡があつた、それから第二譲渡があつた、この場合どうなるか。この場合でも二重の登

記というのが可能らしいので、一応それを前提として考へてみますと、例えば第二譲渡の方が債務者に通知することで債務者が第二譲渡人の方に支払う。これが本旨弁済であつた場合には弁済であつて債務は消滅するんですが、その後の第一譲受人と非常にまた複雑な問題を生ずるんじゃないかなという気がするわけなんです。

それで、もし登記の先後で決するとなると、先に登記した第一譲受人が常に勝つとなりますと、第二かそのときわからまけんけれども、法人から債権をこれから譲り受けようとする者は、常に自分より先に登記がないかということをお調べなくてはならないのではないかと気がするんです。

そのことを前回聞きましたら、民事局長の方は、そのためにはこれから債権を譲り受けようとする者が譲渡人に対して、そういう登記は存在しませんといひ証明書を要求することになるんだという答弁だったわけなんです。

そうしますと、それをもらわないと債権を譲り受けようとする者は安心して譲り受けできなくなるのではないかと。これは通常の債権譲渡を想定している、大量じやなくて、この場合も適用ありますので、普通の場合ですとかえって取引の安全を害する形になるのではないかと考へてみれば、こういう点について先生はいかがお考へでしょうか。

○参考人(小野傑君) これも現行民法と理論的には変わりがないところがございます、現行民法ではそれは債務者本人に聞きなさいということになっております。インフォメーションセンターというところで、一番情報が集まるところを登記にも求めておりますから登記もチェックするということ、利便性の向上によつてよつたやすすぐという状況が起こりやすくなるのかもしれないけれども、現状においても二重譲渡は起こり得ますし、やはり債権を買う者はその債権がそれ以前に譲渡されていないかということも当然取引の安全上はチェックせざるを得ないと言えます。

○大森礼子君 今申しましたのは、これまでのSPCとか大量取引でない分野を想定するわけですが、これまででしたら債務者に確認すれば済んだのが、この特例法になりますとどういう方法で對抗要件を備えているかわからないから、債務者に確認しても債務者が認識していない場合があるわけですから。そうすると、債務者確認だけでは足りない。結局は、登記というのがなされているかどうか、あるいは譲渡人に対してなされているか、という証明を常に要求することになるのかな、こういう疑問が生じたので今の質問をさせていただきます。

最後に池田参考人、ちょっと少ない時間ですが、御質問いたします。

先ほど、資金調達ということでABSの例を引かれて、企業の信用ではなく資産の信用に基づいて資金調達ができるといっておっしゃいました。経済状態が非常に健全な場合にはこれが当てはまるだろうと思うんですが、資産の信用といえますと、結局債務者の支払い能力ということになると思うんです。

今回のSPCとそれに伴って債権譲渡の對抗要件の特例法を決めるということは、一方で不良債権の大量処理なんかに非常に便利だといことが言われています。ただ、買い取り価格によるものかもしれないけれども、資産の信用ということを考えて場合に、不良債権処理には余り有効ではないのかという気がするんですが、この点いかがでしょうか。

○参考人(池田真朗君) 資産の信用ということで、きょうはお話し申し上げませんでしたけれども、債権に対する格付というのがだんだん進んできておいて、それによって債権の評価というのがかなり客観的に出てきて、それを根拠にしていろいろ流動化を仕組むということになると思います。

不良債権処理の問題は、私は、学者としてはこういう制度を余り不良債権処理に活用してはいたくないと思うんです。

こういう業界では、優良な格付の債権とやや優良でない格付の債権をまとめて、一定の利息、利率水準を出すという形で商品化するということは行われ得るというか、可能性はあるということは何ってあります。ですから、不良債権処理の一部役に立つかもしれないけれども、この法案をつくること自体はそれを主たる目的にしているものではないというふうには私は認識しております。

○大森礼子君 終わります。

○照屋寛徳君 きょうは御三名の参考人から貴重な御意見を聞かせていただきました、どうもありがとうございます。

私も債権流動化が近時新しい資金調達方法として注目をされておるといこともよくわかっておるつもりでございまして、現下の日本の金融情勢が債権流動化の促進を図らなければならぬ状況にあるということも認識しておるつもりでございまして。

そこで、御三名の参考人にそれぞれ御意見を聞かせたいだと思っておりますのは、SPC、いわゆる特別目的会社がつくられるわけです。債権を譲り受けたSPCは、債権の信用力のみを裏づけとして資産担保証券を発行してそれを投資家に販売する、こういう仕組みになるんだろうと思っております。

このSPCが発行する資産担保証券を購入する投資家の問題、これは参考人の先生方、どうなんですか、この法律ができますと、日本の投資家がSPCが発行する資産担保証券を多く購入すると見込まれるのか、それとも外国人の投資家というかあるいは外国の機関投資家というか、いずれが多く投資するといふふうに見込んでいらっしゃるんではないか、それぞれ参考人の先生方の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(池田真朗君) 恐れ入ります、私自身は民法の債権譲渡の對抗要件の研究者でありまして、資産担保証券の市場についてはちょっと見当がつかないんです、ほかの参考人の方にお願いたいと思っております。

○参考人(岩原紳作君) 資産だけをいわば引き当てる財産にした証券を購入する投資家というのは、新しい形の金融についての相当な技術を持っている者でないか手を出しにくいというのが現実だと思っております。

日本の金融機関は、今まで長いこと債務者の顔を見て債務者の信用力でお金を貸してくる業務が中心だったものですから、こういう新しいアセット・バックト・セキユリティーズなどと呼ばれる金融の手法にまだなれていないということは否定できないところでありまして、最初は恐らくはやはり外国の機関投資家等が中心になってこういうのを購入していくのではないかと。

ただ、日本の金融機関その他の機関投資家も今後はそういった技術をも身につけていくと思っております。将来的には日本の機関投資家も同じように購入者として出てくると思っておりますけれども、最初はやりは外国の機関投資家が中心ではないかといふふうには私は予想しております。

○参考人(小野傑君) 特定債権法の実績で言いますと恐らく国内がはるかに多いと思っております。その意味においては日本の投資家というのは存在しているのかもしれないけれども、純粋な、要するに完全にアセットのみ信用力に依拠したようなものに関しましては、私の個人的な実務経験からしますと、やはりユーロとか最近では米国の市場とかでの投資家をにらんでの発行というのが多いと思っております。

その理由は恐らく二つありまして、日本の場合ですと幾ら法的にしっかりしている仕組みだといえどもオリエント・スターの顔が見えてしまうといふところなんです。これは投資家の啓蒙の話が一つあると思っております。

それから二点目としましては、これは我々法律家の問題だと思っておりますけれども、諸外国におきましても、債権流動化を行う場合、どうしても既存の法解釈と違ふ解釈を展開しなきゃいけないときに、保守的な立場をとりますと、やっぱりあいまいだから問題であって、問題だから投資し

ないというような極めて保守的な投資姿勢をとることが日本の投資家にありますとやはり発展はしていかないと思っております。欧米の場合には投資家の方も債権流動化を十分に理解されて、格付機関の格付をきちんと評価し投資をされているというふうな言えます。

○照屋寛徳君 岩原参考人にお伺いいたします。

特別目的会社、SPCが今後設立されるようになるわけですが、新しく設立されるであろうSPCというのは、債権を譲り渡したいと考えている譲渡人である会社、現に存在する会社、例えば銀行などが出資して子会社というか関連会社というか、そういう感じでSPCを設立するといふふうな形になるんでしょうか、どうでしょうか。

○参考人(岩原紳作君) 基本的にはそのようなことにはなっていないと思っておりますが、ただ法律問題として、銀行が仮に一〇〇%自分が出資した特定目的会社をつくった場合、いわば親会社と一体ではないかという疑念を持たれる可能性がある。そうすると、親会社が倒産したときのリスクを遮断する、譲渡人でありかつ親会社になることが多いわけなんですけれども、そういうリスク遮断の点において疑念が生じるおそれがないわけではない。いわゆる法人格否認の法理などを適用されまして、両者を一体とみなされる危険が出てくる可能性がありまして、恐らく実際に設立する特定目的会社はなるべくそういう形をとらないようにして設立するのではないかと一応ううに考えております。

以上でございます。

○照屋寛徳君 池田参考人にお聞きをいたしますが、先ほど外国の事例等にお触れになってお話がございました。

債務者保護とも関連をするわけですが、仮にこのSPCが設立されますと、外国の例でも、もちろん日本にはこれまでもありませんから外国の例で結構でございますが、従来の債権債務の関係で、譲渡人の方が回収を図っていくという

ケースが多いのか、それともSPCの方で債権回収も図っていくというケースの方が多くなっているのか、そこら辺の見込み等を含めて外国での事例等をお話いただければありがたいなと思います。

○参考人(池田真朗君) ただいまの点は基本的には、私最初の陳述で申し上げましたけれども、譲受人の方は融資をする立場なので自分で回収しようという点には興味がないといいますが、必要がないということでもそのまま譲渡人をサビサーといいますがその回収に当たらせるものにするケースが多々ございます。それから、それ以外には、今のお話でいうとSPC側、譲受人側が第三のサビサーを指定する、そこに回収をしてもう、両方があるようでございますが、SPC自身が回収にかかっているというの、オリジネーター、つまり譲渡人の方に何か問題があるようなケースで、それは基本的には多くないというふうに認識しております。

○照屋寛徳君 ありがとうございます。

○橋本敦君 きょうは三先生、御苦労までございます。

対抗要件ということに関して、最初に池田先生にお伺いしたいんですが、特償法によります公告という問題、それから民法における確定日付の通知という問題、それから本特例法によります登記日の関係、レアケースであるけれども競合した場合の優先というものは、やっぱり確定日付等の先後によりまして大体確定されるというのは最高裁の判例の筋だ。

こういうことになりましたと、それを厳密にやらなきゃならぬというので、法務省の方は、この特例法によります債権譲渡の登記について、政令によりまして登記の日だけじゃなくて登記の時間までも登記事項証明書には記載するという方向で、そういう規則を政令によってつくりたい、こういう答弁をされておられますが、そういうことまで予定をされた法律なのかどうか、そこまで必要が

あるのかどうか、それがぜひ必要なのかどうか、まずその辺の先生の御意見はいかがでしょうか。

○参考人(池田真朗君) 私は、ただいまのお話、特例法の場合に登記事項証明書に登記の時間まで入れる、これは望ましい方向だと思えます。といいますが、御承知のように、民法の場合には確定日付のある通知の到達時が基準になります。それから、この特例法は登記の日あるいはその時間日とあるという点で、特償法は公告の日というので一日単位になってしまふかと思うんですが、これは先後がわからなければ同時到達として債務者はどちらに払ってもいいというのは、先ほど小野参考人からお話のありました最高裁の五十五年判決がございます。

やはりたくさん同時到達になってしまふケースがふえることは好ましくありませんので、その優先決定の基準がなるべく正確になる、明確になるという点は望ましいことでございまして、私は登記事項証明書に時間まで書いてくださるというのであればそれが望ましいというふうに考えております。

○橋本敦君 その場合、時間までとなりますと、受理をした時間なのか、登記手続が完了した時間なのか、一体どちらをとればいいのかという問題がその次に起こってくるんです。そこあたりは、先生の御意見、何かお考えがありましたらちょっと伺っておきたいんですが、いかがでしょうか。

○参考人(池田真朗君) 受理から完了までの手続が例えば将来コンピュータ化が100%進みますとかなり短くなるかということがございまして、これは法務省当局の方で基準をどちらだというふうに決めておいていただいて、それを明らかにするようPRしていただくということがとりあえずまず一番望ましいかと思っております。

○橋本敦君 そういう手続がとれない一番問題なのは、特償法による公告なんです。特償法による公告ということになりますと、時の特定はもう事実上不可能と言わざるを得ません。だから、レア

ケースでありますけれども、これとの競合関係の優劣を判断するということについて一体どう考えたらいいんでしょうか。

それから、民法におきます確定日付による通知ということについても、この時の特定は一体どのようなことに可能なんだろうか。将来これが争いになった場合に、公証的な証明方法というのが一体そこではあるんだろうかということが問題になるんので、登記の場合は登記所で厳密にレジスターしておけばできるんですけれども。

そこあたりは、一体どう整合性を持たせて解釈したらいいかということをお考えお願ひです。が、先生の御意見があれば伺わせていただきたいと思ひます。

○参考人(池田真朗君) まず、民法の方は、時の特定、到達時の特定については昭和四十九年の最高裁判決が一般の証拠方法でいろいろな証拠を集めて判断してよろしいということを言っております。特例法の方が登記事項証明書で時間までわかるということになりますと、この二つの比較はかなり明確につくことになりまして。

御指摘のとおり、特償法の公告の日というのが問題でありまして、いろいろなほかのことも勘案して言わなければいけません。将来的には特償法のシステムが今回の包括的な特例法のシステムに吸収されるということで、民法と資金調達のための債権譲渡の特例法との二本立てになるというのが理想である個人的には思っております。

○橋本敦君 わかりました。

私もこの際、本当にそういった法的安定性を確保するという点からいえば、特償法は廃止をして一本化していいんじゃないかという考えも持っております。ちょっとその点でもお伺いしたわけなんです。

その次の問題といたしまして、今度は岩原先生の方にお伺いすることになるかと思うんですが、優良な債権の譲渡しか受けないよということになりますと、資産の流動化、資金の流動化、こう言っ

ても、優良債権ということの選択が事実上行われて期待したほどの資産の流動化というのは起こるかどうかということが一つと、今銀行が抱えているりす十五兆を超える不良債権の処理ということについては、この特例法は全く役に立たないことでは言わなければ、基本的には役立つというふうなことは考えられないのであろうかといった問題です。

このあたりは、今の日本の金融資本の危機という現状の中で一体どう考えた方がいいのかという点を私は考えておるんですが、先生のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(岩原紳作君) 確かに、投資家の立場からいいますと、それは優良な債権を原債権とした債権の証券化商品を手に入れた、これは当然のことです。したがって、少なくとも中心的にSPCを使い、そしてこの特例法を使つて行われる債権の流動化というのは、当初はそういった優良なものからまず広まっていくのではないかと、じゃ不良債権については全く無理かという、そうではないというふうに考えております。

例えば、また外国の話になってしまいますけれども、外国においてはまさにそういう不良物を中心に売買をするという機関投資家もまたいるわけでありまして、いわゆるジャンクボンドの市場というそれだけのマーケットも成り立つわけでありまして。さらには、いわゆる墓場のダンサーと呼ばれるような、そういう特に悪いものだけを扱う業者の人たちにも活躍してもらって、値打ちのないものは値打ちのないの価格をつけてもらってそれをマーケットで売却できるようにする、これがやはり必要でありますし、徐々に進んでいくのではないかと。

外国の場合はそういう市場が既に成立しておりますから、それなりの技術を持った業者がいるわけでありまして、そういう人たちがだんだんそ

ういう取引をリードしていつて、日本の投資家も
そういうことになって、今後はそれはそれなりの
またマーケットができていく。最初すぐには無理
かもしれないけれども、徐々にできていくので
はないかというふうに期待しております。

○橋本教君 その点で、岩原先生、SPC自体が
逆に不良債権を抱えてしまつて、買った債権の回
収が不能になるという状況も含めて、SPC
自体の存立が、採算的に赤字を抱えてしまつて
いうような心配がないとはいへぬということ
を私は心配するんですが、今おっしゃつた外国の
例でそういった不良債権の問題に関連をして、い
ろんな低額での販売その他もあるでしょうが、そ
このところ自体がバンクアラブトシーになつてし
まつたというようなケースなんかないでしよ

○参考人(岩原伸作君) それは当然そういう危険
な商品を抱うわけですから、そういうリスクと隣
り合わせであることも確かでありまして、かつて
ドレクセル・バーナムという非常に有名なアメリ
カの証券会社がそういうジャンク債にかなり力を
入れていたところ倒産したという有名な事件もご
さいましたので、これはまさにそういうものを扱
う業者の腕が試される。また、そのためのいろん
な技術も開発していかなければいけない。

前の先生から御指摘がありましたけれども、S
PCを設立するときに本当にどれだけの価値のあ
る資産が譲渡されているかということを押さえ
る、これが非常に大事でございまして、そこら辺
を今後実務の運用の中でどこまで実現していける
かということにかかつているんだらうと私も考え
ております。

○橋本教君 ありがとうございます。

小野先生、時間がありませんので失礼いたしま
す。

○山田俊昭君 二院クラブの山田です。基本的な
疑問点というか、お尋ねをいたします。

法人が有しているところのいわゆる債権、その
流動化を図ることなんですが、企業の資金

調達に関する問題であつて、本来資金の需要供給
というのは市場原理と個々の企業努力に任される
べきである、こう言われるわけです。それを基本
法である民法が特例を認めまして、経済社会の都
合によつて安易にこれを認めるのは適當ではない
のではないかとこの批判がなされているわけだ
が、学者先生お二方の率直な御意見を求めます。

○参考人(池田真朗君) 私は、ただいまの御質問
に対して二つお答えしたいと思ひます。
一つは、今回の特例法は、私冒頭の陳述でも申
し上げましたように、しっかりと民法の原則は残
しておいて新たなニーズに対応するルールを併設
するという形をとっているということ、民法の
ルール自体を動かさずとしているものではないと
いうことが一点。

それからもう一点は、私は国連の方にも出てお
りまして、国際取引社会を見ますと、この流動化
手法というのが世界的に企業あるいは金融機関の
資金調達手法として今既に広く行われておりま
す。そうしますと、我が国がこれを特例法等の手
当てをしないで何もいたしませんと、我が国の企
業が相対的に他の諸国よりも資金調達において不
利な立場に置かれる。

これは先ほど申し上げましたように、国連で
やっていますのは国際債権譲渡、つまり債権者と
債務者が別の国にいるとか、譲渡人と譲受人が別
の国にいるという形で国際的にこの譲渡が行われ
ていますので、我が国がひとり民法の原則だけで
手当てをしませんと、大げさに言うところの日本の経済
社会自体の地盤低下を招きかねないという気がい
たしておりますので、この法案自体は結構ではな
いかと思つております次第です。

○参考人(岩原伸作君) 確かに基本法であります
民法、商法などと矛盾するような内容を持つ特例
法を安易につくるといふことは望ましくないと私
は考へております。

最近、非常にいろんな特例法がたくさんできま
して、中にはやや疑問があると私個人には思われ
るようなものもあるわけでありましたが、ただ、そ

れは基本法の理念や考へ方と矛盾しているものが
つくられたときに問題であるということだと思ひ
ます。この債権譲渡対抗要件特例法については、
私は専門ではないので十分な判断はできません
が、私の理解する範囲ではそういった性格のもの
ではないというふうに考へております。

さらにもう一つつけ加へれば、無論基本法も昔
からの考へ方を維持すればいいというものではご
ざいませぬから、池田参考人が今御指摘のよう
に、海外との取引等を考へて、もし従来の基本法
の原則をある意味で言えば修正していく必要があ
るということであれば、それを特例法と一体にし
て全体としてそういうものに変えていくというこ
とはあり得るかというふうに考へております。

以上でございます。

○山田俊昭君 先ほど小野先生、この法律が通つ
ても紛争が起こることはまだ、大丈夫だという
ようなことをおっしゃつたんだけれども、端的に
考へて、この法律が通ると率直に言つて暴力団と
か事件屋、取り立て屋の活動を助長するという不
安を私は持つわけですが、この点に対してどうお
考へですか。

○参考人(小野傑君) やや繰り返しになりますけ
れども、非常に簡易に債権譲渡の登記ができる制
度になります。したがひまして、そういう裏の勢
力の方がより簡易な制度がゆゑにそれを利用しよ
うとする方向に動けば、やはりそれは利用しやす
くなると言わざるを得ないと思ひます。

ただ、根本的な理念とか理論のところでは民法
の原則は変わっておりませんので、その利便性に
起因する使い勝手よき債権流動化にも資する
し、譲渡担保にも資するし、他方、悪用する際
にも悪用しやすくなるというふうな言い方になるか
と思ひます。

○山田俊昭君 それから、池田先生が、登記手続
を省令できちつと決めてくれという意見と御要望
みたいなことをおっしゃつたけれども、もともと
これは不動産登記と同じように手続に従つて法律
で定めるのが筋だとは思ひになります。

○参考人(小野傑君) これは手続法でございま
す。したがひまして、実際の細かいところという
のは、結局は一定の民法の解釈論のつとめた形
での例えは登記の申請書の書き方も何でもい
いということにはきつとならなくて、私は関与し
ていませんからわかりませんが、そうすると、ど
うしてもその時点での判断というふうなことで政
令にゆだねる部分は多くなつてくると思ひます。

ただ、それは何を議論するかによつて、法律が適
切なのか政省令が適切なのかというのは変わつて
きます。ちよつと一般的な回答になつてしまひ
したけれども。

○参考人(池田真朗君) 一言、私からもよろし
うございます。

今のお答えなんですが、これは一般論としては
先生の御指摘が説得的かと思ふんですが、債権譲
渡登記の手続に関しては今後コンピュータ化が
非常に進んでいくだろうと思ふんです。そうする
と、今の段階で法律で定めるところよりは、運用
状況等を見ながら政省令で動かしていくという方
が適當ではないかというふうに私個人は考へてお
ります。

○山田俊昭君 池田先生が、今回、債務者保護と
いう観点から債務者に不利益変更は全然ないから
大丈夫だというふうなことをおっしゃつたんです
が、現実には譲渡は転々としていくわけであつて、
最終的な譲受人が通知、承諾と登記証明書を添付
すればいいわけですが、それはやっぱり一
般に公開されてしまつたという意味において、先生
もちよつと言われたんですが、プライバシーだとか、
その虚偽な債務があるような形の表示が債務
者に与える影響というのは非常に大きいと思ふん
ですが、この点の配慮がこの法律にはちよつと足
らぬのではないかと気がするわけです。

もちろん不良債権に対する債権回収という問題
も入っているんでしようけれども、金を払わぬや
つは悪いやつだから、そういう債務者を保護する
必要はないという言い方もあるかもしれないけ
れども、その点いささか債務者保護の観点から危

恨するものですが、池田先生の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○参考人(池田眞朗君) 今の点ですが、債務者名の入りました詳細な登記事項証明書というものはその債権の利害関係人しか見られないというふうにしてございませう。今度の法案は二段階の情報開示になっておりますので、この債権を譲り受けようなどという人は債務者名の入っている詳細なものまでとはれないということになりますので、ここで一つ歯どめがかかっているかと思ひます。

それから、逆に虚偽の登記事項証明書を当事者が結託してつくりまして、それで間違えてそれに対応して債務者が払ってしまったという場合には、先ほども申し上げました民法四百七十八条の債権準占有者に対する弁済という規定が使えないではないかというふうな考慮をしておりますので、これはまだ解釈論の問題ですから今ここで言い切るわけにはまいりませんけれども、法案自体でもそういう登記事項証明書をだれでもとれるわけではない、債務者名について入ったものまではとれるわけではないということをお願いしておきたいと思ひます。

○山田俊昭君 もう一点だけですが、債務者のいわゆるもう払ってしまっているのに間違つた登記だとか、登記には公示力だけで公信力はないと言われればそれまでなんだけれども、そういう場合の債務者のいわゆる異議申し立てみたいな救済的な制度というのはないわけですね。これは設けられるべきだと思ひますが、この点に対していかがか、お伺ひします。

○参考人(池田眞朗君) これも民法の四百六十七条二項の確定日付ある通知と同じ力を与える債権譲渡登記であるということになりますと、これは債務者の関知しないところでその通知がされるわけですので、性質的に債務者に変更権等を与えるというところまでは必要ないのかなという感じはいたします。

ただ、今後この制度が特に何か悪用されるといふようなことが実際にでも出てきましたら、それ

はまた運用段階で考えなければいけないかと思ひますが、私が予想としていっているところでは、先生のおっしゃるような暴力団が介入して虚偽の形でというふうなケースがそれほど出てくるという感じはしておらないのであります。想定のことでお返事するのもしわけありませんが。

○山田俊昭君 どうもありがとうございます。

○委員長(武田節子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、大木浩君が委員を辞任され、その補欠として畑恵君が選任されました。

○委員長(武田節子君) 休憩前に引き続き、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○千葉景子君 前回、この法案につきましてお時間をいただいで御質問させていただきました。おおよその考え方についてはお聞かせをいただいたんですけれども、何点か確認をさせていただいたところでは御質問したいところがございますので、時間は三十分いただいておりますがそこまで

必要ないかとは思存じますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

まず、前回の質問をさせていただいた際に、要するに、本特例と一般の民法上の債権譲渡というふうなことが重なった場合に、その優先順位をどうするかというところにつきまして、登記では法案上は移転の時期が登記年月日というところと特定がされる。しかしながら、それに対して時間と登記に明記をするという御回答をいただいていたかというふうに思ひますが、そこまで明確にされるのであれば、やはり混乱を避ける意味でも、そしてむだな争ひ事というのも変ですけれども、それを避ける意味でも、法律でもう時間まで登記上明記をするという方がより明確になるんじゃないかと思ひます。

政省令でそこについても手当てをするというところも一つではございますけれども、この委員会の議論でも、この対抗要件の優先関係が競合した場合に、余り事例はないのではないかとこの考え方がありますけれども、やはりそういう事態が生ずるケースを考えたときにはできるだけ明確な方がよろしいのではないかとこのように思ひますが、その点について改めて法律に明記をするというお考えはありませんか。

○政府委員(森脇勝君) 前回お答え申し上げましたのは、登記としては登記の年月日を記載する、こういうことではございますが、登記事項証明書には登記の年月日時を記載することといたしたい、こういう答弁をさせていただきまして。

このようにした理由でございますが、それはこの新しい債権譲渡登記によって生ずる効果は民法の確定日付ある通知と同様のものにする、こういうところから始まるわけでございまして、登記事項としては年月日を記載するというところにいたしましたわけでございませう。ただ、現実に対抗要件の競合という場合が起きたときには、その対抗要件を備えたときの前後によるということが最高裁の判例として示されておりますので、その点をおもんばかって、登記事項証明書については、

登記事項である年月日のみでなくその時まで証明事項にしよう、こういう考え方を申し上げておるところでございます。

それで、これをいっそ登記事項にしてはどうかというところもあろうかと思ひますが、この法案におきましては、債権譲渡登記の手續に関する事項のうちで、申請者等この制度の利用者の権利義務に直接かかわるものを法律で定める、登記申請書に添付すべき書面であるとかそういう具体的な細目的な事項は政令または省令で定める、こういう考え方に基いていっているわけでございませう。

したがって、今御説明したとおりの経緯から、登記の年月日以外の部分の登記事項が、これにつきましては、登記に関する細目的な事項であるというところから、登記事項証明書の記載事項として法務省令で定めることが適当ではないか、このように分類いたしておるところでございます。

○千葉景子君 その分類は、わかつたといえはわかるんですが、権利義務関係にかかわることを法律事項に、そしてその詳細については政省令という区分けというふうにお聞きいたしますけれども、ただ、やはりこの対抗要件の優先をつけるときにどちらかという話は決して権利義務関係に無縁なことではございせん、その区分けの仕方というのは一つの基準ではあるかと思ひますけれども、できる限り法律の中でのいろいろな問題を明らかにしておくことは私はやはり必要だと考へてもよかつたのではないかと、こういう気がいたします。ただ、今のお答え以上にないのかなという気もいたしますので、これはこの程度にさせていただきます。

ただ、今度の特例法も、今お話がありましたけれども、かなり政省令でこれから決めなければいけない部分もございませう。そういう意味ではその部分がどうなっていくのかなという問題もございませうし、それから特例法などとの関係も非常に複雑である。債務者にとっては、私の債務はどこに行ってしまったんでしよう、あるいはどういう形

で今動いているのかなというようにもなかな
か一つ一つ確認をするなどということは日常あり
ませんので、そういう意味ではこの特例法につ
いてもできるだけ、こういう仕組みができました
一人一人の債務者あるいは消費者にとつてもこ
ういふ問題が出てきます、あるいはこういう処理
がされますというようにやれば十分というに知
らしめるといひますか、混乱を避ける意味でも安
全を図る意味でもしておくことが必要だろうとい
うふうに思います。

衆議院の審議などでもその点についてはいろ
ろと指摘がなされていたようでございますけれ
ども、改めてこの法案の内容についてどういふ形
で周知徹底といひましょうか、これを利用する法
人の側というのは、自分で使うわけですからいろ
ろ調べたり、当然のことですけれども、わかりや
すいですが、やはり債務者の側にとつては、こ
んなものがあったのかということすら十分
にわかりにくいということもあるかというふう
に思います。だからといって地位が危うくなる
ということではございませんけれども、やはり登記
という形によって債務者にとつては一定のプ
ライバシーあるいは信用力、こういうものが外に出
ていくということにもなるわけですから、登記に公
信力がないうことも含めて取引の安全、ある
いは債務者に対しても、登記がなされたから必ず
それが信用というか、中身が確実にあるものかど
うかという問題もあるんですよ、こういうこと
も含めて周知徹底をさせておく必要があると思
うんです。

具体的にはどういふ形でおやりになるつもりで
しょうか。よくあるように政府広報とかそういう
ことも一つの手法だとは思いますが、なか
なかそれを直接に丹念に見る方も少ない。ある
いは個人でローンなんか抱えていても、そんなこ
ろに余り思いはいたさないというのが普通だと思
いますが、債務者保護あるいは取引の安全も含め
て、この辺は具体的にはどんな形でおやりになる
予定でしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 委員御指摘のとおり、今
回の法律が成立いたしますと、債権譲渡という民
事法の基本的な部分に關しまして債権譲渡登記と
いう全く新しい制度が設けられることになるわけ
でございます。その意味では国民各層にかかわ
りのある問題であるというふうにとらえていま
す。

今、委員御指摘のとおり、特に債務者としてか
かわる方のことを考えますと、これは非常に多数
に上るといふことになるわけでございます。そう
いった点も考えますと、広く国民にこの制度の趣
旨、内容を正確に御理解いただくことが重要であ
るといふように考えておりました。このような観
点から、法務省といひまして、各種のマスコ
ミを通じてこの点の周知を図る、あるいは説明会
でありますとか講演会といふようなものでこの
点の周知を図るということをやつてまいりたいと
考えておるところでございます。また、しばしば
新法がでますとテレビ等の媒体を使える機会も
ありますので、そういった機会があればこれを逃
さずに積極的に対応してまいりたい、このように
考えております。

○千葉景子君 それはやはり普通とられる手段で
ございまして、当然ながらそういうことは積極的
にやつていただく必要があろうと思つてます。例
えば債務を負うというのには消費者にとつては金融
機関と契約を結ぶという時点があるわけですね。
そういう際に、必ず債権が流動化されるとは限り
ませんけれども今こういう制度も取り入れられて
います。こういう譲渡の方法もとられるようにな
りましたというふうなことをそういう契約時に何
か知らしめたり、あるいはそういうことを金融機
関等にできるだけ丁寧に説明をしてもらつたとい
うような指導などもされたりしたらどうだろうか
というふうに思つておられますか、そんなところ
は御検討されませんか。

○政府委員(森脇勝君) ただいま委員御指摘の点
も含めまして、広報の手段につきましては早急に
検討してまいりたいというふうに考えておりま
す。

○千葉景子君 ぜひよろしくお願いをしたいと思
います。

さて、債務者の保護という面で、これまでの民
法上の債権譲渡であります。余りみずからプ
ライベートな信用力というものが外に出ていくとい
うことはそう多くないんですけれども、今回は登
記といふことになりますので、一定の方がこれを
閲覧したりあるいは情報として得ることができ
る。それを余りだれでもできるようにしてしまつ
たら消費者のプライバシー保護に欠けるといふこ
とで、だれでも確認できるあるいは情報として得
られるのは登記事項概要証明書、こういう形で債
務者などが明らかにならぬような格好で実情がど
うなっているかといふことを確認できるというこ
とにされておられるわけでございます。

ただ、登記事項証明書そのものについては、
「債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係
を有する者として政令で定める」ということにな
つてございまして、債務者といふのは当然
のことながらわかります。この「その他の当該
債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令
で定める」のは一体どういう内容になりますよう
か。具体的にはどの範囲といふことがある程度確
定をされているかどうか、ちよつとその辺をお
聞かせください。

○政府委員(森脇勝君) 債務者のほかには譲渡さ
れました債権の差し押さえ債権者、それから譲渡
人あるいは譲受人の破産管財人、それから会社更
生法による管財人、それから保全管財人、こう
いった方が当然に利害関係ある者というふう
に考えております。

○千葉景子君 今挙げられましたのは例示的に
なるんでしょうか。それとも政令などで逆に限定的
な形で利害関係人という範囲を定めるといふ格好
になるんでしょうか。その辺はいかがですか。

○政府委員(森脇勝君) まだ十分な詰めはなされ
ておりませんが、余り限定的に規定いたします
と、将来どういふ実質的に法律上の利害関係を有

する者が出てくるかといふことはわかりません
で、ある程度概括的な条項もつくつておく必要が
あるのではないかとこのように考えております。

○千葉景子君 確かに限定するといふのはなかな
か難しいところもあるんですけれども、「債権の
譲渡につき利害関係を有する者」、法的に利害関
係が生ずる関係といふのはある程度現行法上限定
をされてくるんじゃないか。将来、確かにまたい
ろいろな法整備がされたり、あるいは他の法令と
の調整といふようなことも考えられないわけでは
ないんですけれども、そういう際にはまたそこで
再検討することでもできようかと思ひます。余り包
括的にしますと、結局は、だれでもとまではい
きませんけれども、かなり広い範囲で閲覧といひ
ますか、登記事項証明書を交付し得るといふこと
にもなりますので、その辺はやっぱりかなり限定的
に政令などでも御配慮いただく必要があるんじや
ないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 御指摘のとおり、解釈に
よつて広がり得るような規定を設けるといふのは、
この制度の重要な柱であります。いわば債務者のプ
ライバシー保護といふ部分に欠けることになつて
くるであらうというふうに思われます。例えば、
債権を譲り受けようとする者といふのも利害関係
人の中に含まれるといふような解釈を生ずるよう
では、これは制度の趣旨を台なしにするもので
ございまして、仮に例外的な事由、予想されない
ような利害関係者を含めるといたしまして、そ
れには一定の歯どめが必要であらう。例えば、債
権につき管理処分権限を有する者といふたような
ものをこれこれ及びその他当該債権について管理
処分権限を有する者といふたような限定的な仕方
といふものが必要であらうというふうに現在考
えております。

○千葉景子君 その他にも政省令にかかわる部分
といふのはこの法律も十分ございまして、そういう
意味では、その策定に当たりましてはいろいろな機
会に委員会などにもまた御説明いたさながら、
ぜひ取引の安全あるいは債務者の保護に欠けるよ

うなことがないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、これは制度が幾つものになってしまっていて、私も一体どれがメリットがあつてどれがデメリットなのかさっぱりわからないですけれども、例えばこの登記する場合の手数料とか、これについてはどんな程度になるのでしょうか。

実は、特償法で公告手続をする場合に一体どんな手数料がかかるのかというところで、今、確定日付の通知をしますと、その郵送料で相当なコストがかかる、これはこの法案の意義ある意味で背景でもあるわけですから、特償法でやるとこれ本当にそうなのか、通産省にお聞きしたので、これからそうなんだと思いますが、特段に手数料はかからないということで、新聞に掲載をする際に七十万円程度の掲載料がかかる。それで何十、何百という債権の公告が終わってしまうのか、それであるのかとちよつと疑問にも思うんですけれども、そういう一応説明をいただきました。この登記の場合にはどの程度ということとは考えておられますか。

○政府委員(森脇勝君) この登記手数料については政令で定めるところになっております。現在、その詰めをしておりますので、いまして、どのぐらいの利用料を見積もるかとか種々の難しい面がございますが、概括的に申し上げますと、物価の状況でありますとか債権の個数、それから今回の場合には債権譲渡の存続期間というものも定められますので、その長短といったことによつて登記に要する実費というのが異なってくるのではないかとこのように考えられるところでございます。

今お尋ねの件は、債権譲渡登記をする際の費用ということになるかと思いますが、この制度を広く御利用いただくという面から考えましても、利用者による過度の負担をかけることがないような適正な価格を設定する必要があると考えておるところでございます。

ただ、今委員の方から特償法の方では公告の費用に七十万円かかるということですが、どういふ規模の登記、どういふ存続期間の登記かという点にもよってきますが、到底そんなに高額なものになるというようには考えられないということだけ申し上げられると思います。

○千葉景子君 何が高額かというのは難しいんですけれども、私も不思議に思うのは、特償法の方は数と何にも関係なくて、公告をすばつと一つ出すと、その債権の数がどうであろうが一括で済むといふんです。そういう制度のようなんです。登記の場合ですと、やっぱりそれは債権の数とか額とか、そういうもので一定の基準をつくるんではないか、それとも一括でいい手数料みたいな格好になるんですか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(森脇勝君) 今考えておりますのは、登記をいたしますとそれを私どもとしてはずつと保存しておくわけでございますので、コンピュータの一部を占領する、こういう関係になります。そういう点から、その存続期間の長短、一括して譲渡された債権の数、こういったものを基準に手数料が定められることになる、こういうふうに考えております。

○千葉景子君 この辺もなかなかよくわかりませんが、いずれにいたしましても、余りにも債権の流動化ということがゆえに、細かい点とかあるいは債権者の側にとつての複雑さとか、そういうものが十分にこなせないままにこの法案というのが出ているんじゃないかなという感じが率直に言つてはございません。

今後、改めて政省令あるいはこういう債権流動化策、こういうものの検討をこれから続けていただく中で、また十分に配慮をいただき検討課題として頭に置いておいていただきたい、こんなことを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。前回に引き続いて質問させていただきます。

この特償法ですけれども、我々がこれまで説明を受けた経緯等から考えまして、いわゆるSPC法とリンクしているのは間違いないと思います。そうしますと、SPC法が成立すればその運営に必要な制度を設けるのは立法府として当然だろうと思うわけです。ただ、リンクしているのであれば、SPC法の成立を待ってから本委員会でもこれについて採決すべきなのかなというふうに思っています。必ずしもリンクしていない、一般に多数の債権譲渡のときには利用が期待できるということ、SPC法案に関連はあるけれどもその成立を前提とするものではない、一般私法として考えているという御答弁でした。

そこで、どの観点から質問するかということでも、質問の仕方も異なってくるんですけれども、私は、きょうは一般私法という観点で質問させていただきます。一般私法の問題としてこの特償法の内容を考えてみたいと思います。

最初の質問ですけれども、先ほど千葉委員の方から、時刻を登記に明記するとで言うんだから法律で定めるべきではないかという御質問がございました。そのときの局長の答弁が、判例を引かれました。対抗要件を備えたときの先後によるというのが判例の考えであるからとおっしゃいましたけれども、このもととなる判例というのはいつの判例になりますでしょうか。例の有名な到達時説というのを述べた昭和四十九年三月七日の判例のことをおっしゃっているのでしょうか。確認させていただきます。

○政府委員(森脇勝君) 今、委員御指摘の判例でございます。これは民法の対抗要件であります通知につきまして、その前後について判示したものでございまして、昭和四十九年三月七日の最高裁第一小法廷判決というものでございます。

○大森礼子君 私もその判例を想定しておつたんですけれども、結局その判例の考えからすると、民事局長は、その先後を決めるためには、対抗要件を備えたときの先後によるというのが判例の考

え方であるから、例えば登記についてはその時刻によつて決めることになるだろう、こういうお考えなんですか。

○政府委員(森脇勝君) 委員御指摘のとおりでございます。

○大森礼子君 ここで意見を言ひ合つても仕方がないかもしれませんが、私の理解では、この判例というのは確かにともに確定日付証書の通知があつた場合の扱いをどうするかということでありまして、通知の到達の先後によるべしとおります。

これは一つには、民法の対抗要件というのは債務者の認識というのをインフォメーションセンタリ、基準としておりますので、そこに最初に来たらそれに伴つて債務者の方が支払うだろう、それで後の法律関係を複雑にしないためにその到達の先後によるということだと思ふんです。

それで、このときになぜ確定日付の後にしなかつたのかという理由づけもあつたと思ふんです。なぜその確定日付の後にしなかつたのかという理由については、もしそれで決めるとなると、後日付の通知が到達した後に長い間を経て先日付のそれが到達したときにややこしくなるから、こういう判断があつて到達時を基準とするというのが判例の考えだつたと私は理解しております。もし間違つていたら御指摘ください。

そうしますと、この登記制度のもとでこの判例をそのまま基準にできるかどうかといふと、まず債務者の認識を基準にするというのはとり得ませんね。この特償法では、それから、もし登記の日付の時刻で決めるといふと、現行の民法の方で判例が確定日付の後先をとらなかつたのと同様に、第二譲渡人であるけれども先に通知した側が通知しなかつた側に負けることになるのではないかなと思ふんです。言つては、御理解いただけますでしょうか。

つまり一言で言えば、この到達時説の判例の考え方の背後には権利行使に誠実であつたものを保護するという考え方があつたろうと私は思ふん

です。そうだとするならば、この考えをこの特例法のケースに当てますと、やはり登記の時刻で決するということとは、むしろこの判例の基本的な考え方と反するのではないかと思ふんですけれども、民事局長はどうお考えでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) この登記の効力をどのように持たすかということですが、これは民法の確定日付による通知と同等の効力を持たせる、こういうことでございますので、先ほど委員の御指摘になりました債務者の認識時点の先後によつて決めようという基準だと考えますと、そういうことにはならないわけでございまして、今回の登記制度は、債務者に登記事項証明書を交付して通知すると、通知することによつて登記の年月日が判明する、それによつて判断していただく、こういう基準にしているわけでございまして、

したがって、最初の問いでございまして、最高裁の判例がそのまま適用されるかという点については、もちろんこの制度についての判例はないわけですが、恐らく登記の時とそれから通知の到達時、この前後によつて決まってくるというような解釈になるのではないかと、私はこう思っております。

○大森礼子君 これは解釈に違いが出ました。これをやっております時間も時間がなくなりました。

到達時説をとった最高裁判例というのは、要するに債務者の認識というののも一つの公示の手段とする、これを前提としておりますので、この登記制度とその前提を同じくするものではございませ

ん。だから、この特例法の場合に、この最高裁の判例をスムーズに同じように考えることが出来るのかどうか、私は極めて疑問に思います。

それから、先ほどの千葉委員の質問なんですけれども、費用が全然わからないとは少ししいか、い過ぎませんかと思ふんです。

なぜならば、私は前回、局長に質問しましたよ。要するに、こういう大量の債権譲渡について極めて簡便な対抗要件を備える方法を認めるということとは、暴力団に悪用される危険があるではない

いかということをお願いしました。

暴力団というのは債権の取り立てをしでやつているところが多いわけでありまして、いろんな金融会社から消滅時効直前みたいな債権を安く買いたたいて買取って、債務者に取立てに行く。それで、消滅時効を知らない人が間違つて承諾してしまつたもので払わなきゃいけないとなつたか、これを一つのしるしにしているわけですね。サウ金などが大量に不良債権を安く買取つて、この場合一応形は合法的で、取り立て自体は、こういう形で暴力団がいよいよのぎに使うのはありませんかという意味で前回質問させていただき

ました。これに対しての局長の答弁が、こつちの登記制度の方がコスト高で手続が面倒なのでそういう心配は当たらないというふうに御答弁になったんです。

だから、当然そのコストの比較というのはできているのかと思つていたんですけれども、この費用がどのくらいかかるのかまたわからないのに、民法の場合とこつちと費用とか比較できないと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 私が御答弁申し上げましたのは、特定の債権を指してといひますか、特定の債権債務者間の債権を譲り受けて、それを取り立てることによつて利益を上げる、こういう形の行為をいたしますにつきましては、現在の民法の規定による制度を利用するといひますと、債権者から債務者に対して通知をする、それによつて譲受人あるいは譲受人と称するものが取り立て可能になる、こういう民法のシステムになつておる。それに対して今回の制度は、制度を利用してそれをやるとすれば、まず登記をしなければならず、そのためには手数料もかかりまして、その上で登記事項証明書を交付してする通知をしていただくんですよ、そうなりますと現在の民法による通知の方法よりもより迂遠な方法をとることになりはしないか、こういう点を申し上げたわけ

でございます。

○大森礼子君 民法の方は債権譲渡一個のことを想定したわけじゃないんです。こういう大量に簡便に対抗要件を備えるような方法がありまして、要するに譲渡人の方は法人であればよろしいわけでしょう。譲渡人は個人でもよろしいわけでしょう、やぐさでもかまいません。そうしたら、大量に債権を譲り受けて、それをしるしに使う、こういう場合が想定される。この比較をしていただくわけでありまして、何も債権一個のことを想定しているわけではないんです。

ついて千二百二十四かかる、これが何本か集まると、例えば百本集まるということになるとその百倍かかる、こういう形でこの内容証明による通知というのがいわばコストが出てくるわけでございます。それから、特例法の方は先ほどの説明では一件について七十万ということでございます。登記による手数料の場合でございますが、これは実費が基本でありますので、利用者が多ければ多いほど、多いものと見込めば見込むほど安くなるということでございます。現在の時点で申し上げられるのは、特例法の場合に比較すればかなり低廉なものになるであろう。仮に一本の債権を通知するという場合に比べますと、これはより登記手続の方が高額になるのではないかと、このこと

を知らなければ、それでこの法案の説明をされるときに、要するに一万本の債権譲渡をして一万本の内容証明をしていただければお金がかかりますよ、簡便さともにコストが安くなるということ是非常に強調されておられるわけです。そうだとすると、大体どのくらいの費用になるのかということ

○国務大臣(下村綱吉君) 民事局長はなかなか専門家なものですからなんでしょうが、今私も考えておりますのは、年間何件くらいあるだろうかとか今予測しております。そしてそれに基づいて手数料はどの程度になろうかと、その辺の予測の今最中でございまして、十数万くらい考えられるのかなど。これはもうあくまでも予測でございますから、はつきりしません。

と、大体どのくらいの費用になるのかということ

○大森礼子君 結局そこら辺がわかりませんと比較対照できないわけですが、本当にこれは安くつくと言ふけれども、あるいはこの法案の中で債権の数とか規定されてございせん。ただ、だれでも法人つくつたら勝手にできるといふ危険もありま

ます。

○大森礼子君 終わります。

○橋本敦君 前回私が尋ねましたことに對して民事局長は、法案の十六條に、この法律に定めるもののほか登記に關して必要な事項は政令で定める、この規定しているので、登記申請に關してその日時時までその登記事項証明書の内容等について定めたいという御答弁がございました。

衆議院でもこういった議論がいろいろあつたと思ふんですが、答弁は同じような趣旨の答弁を衆議院でもなさっているわけですか。

○政府委員(森脇勝君) 今、確定的に確認することはできませんが、私、当初からこの点については同じ答弁をいたしているつもりでございまして、登記事項証明書の記載事項として、登記年月日のほか、その時刻についても記載することを予定しているということをお答えいたしております。

○橋本敦君 そうすると、登記事項証明書を出すときには、そこまで記載するとすれば、その登記した日時の時まで、それは登記の原本がファイル原本か、後でそれが検証されるためにどこにそれは記載されることになるんですか。

○政府委員(森脇勝君) ファイルに記載するということになると思われ。

○橋本敦君 そうなれば、先ほどから議論されているように、法律事項としてもよいのではないかと、ということもまた考えられるんですが、それはおいておきましょう。

そこで、次の質問は、前回時間がなかったので私質問しなかつたんですが、その日時の時は登記申請したときなのか登記手続が完了したときの時なのか、どちらの時なんでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 登記をしたときの時を記載するということをご予定いたしております。

○橋本敦君 つまり、登記手続ができたときの時、こういう意味ですね。

○政府委員(森脇勝君) はい。

法の関係では確定するとして、それで議論をしたんですけれども、民法の確定日付ある債権譲渡通知の到達の時点、それから特償法による公告、この三つの對抗要件の競合ということについて、民法の債権譲渡通知の到達というところとの登記の時との関係ではこれはそれなりに比べることができるといふところがある、登記手続というのは夜中に受け付けるわけじゃありませんし、夜中に完了するわけじゃありませんから、一定の範囲はあります。ところが、公告ということになりますと、新聞公告ですから、特償法の公告との関係で一体優劣は、先後関係はどう決めたいのかという問題がレアケースだけれども理論的には残ってくるわけですよ。

午前中の参考人質問でも、私がその点を池田参考人に質問したら、この点については極めて難しい問題だということお答えがございました。民事局長としてはこの点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(森脇勝君) 理論的には、同一の日に到達、それから公告、それから本法案による登記、これが競合する場合があり得る、こういうふうにお考えしております。

○橋本敦君 あり得るから、優先順位としても先後はどうやって判断するんですかということになるんですよ。

○政府委員(森脇勝君) 特償法の方では、これは日以上に細かい時を特定することができないというのがある、一般的な考え方のようでございます。したがって、この見解によるといいたしますと、一方の對抗要件は日をもつてしか定められない、他の對抗要件は時で判明する、こういうことになってまいります。この先後関係は不明というように考えざるを得ないであろうと考えております。前後関係不明の場合の権利関係をどうするか、こういう問題になってくると認識いたしております。

○橋本敦君 そういう意味では、その点は整理をしないまま、理論的ではありますけれども、

も、法律上の一つの重大な欠陥を示している問題だということに私は理解せざるを得ないと思ふんです。

次の問題に移ります。

特償法では債権の譲渡を公告でいたします。そうすると、債権の取り立てについては、これはもとの債権者が委託を受けているということと条件として通産省は認可をするということになっていふんです。ところが、特例法ではその規定はありません。しかし、特例法では譲受債権者が債権者として直接請求するためには登記事項証明書の交付が必要ですから、そうでない限りはもとの債権者が取り立てるといふことになる。

もとの債権者との関係では委任契約が存在するということを当然の前提として考えていると思ふんですけれども、それを法文上、特償法のように明確にしない理由は何があるんですか。

○政府委員(森脇勝君) これは本法律の利用できる場合をできるだけ広げようとしたわけでございまして、委員が今御指摘になられました取り立ての委託でございまして、それは譲渡人、譲受人間で定めるべきことで、今回の對抗要件の関係からはそこを規定する必要はないであろうということでございます。

○橋本敦君 そうすると、債務者としては、登記事項証明書が送られてくれば、債権譲受人から請求できるということでの對抗要件ができてくる。それが、もとの債権者から請求が来る。債務者としては債権譲渡を知らないわけですから、債権者だと認識をして、そして例えば相殺の抗弁だとかいろいろな抗弁権の行使をすることは当然に考えていくということになります。そういうこととて抗弁権を行使して、そしてもとの債権者がそれを認めて債権が消滅したとします。譲受人が俺はそんなこと知らないよということで、そんなことは認めないよということで、改めて登記事項証明書を出して自分が債権者だとして債権取り立てをする、こういうことが理論的に起こり得ません。

○政府委員(森脇勝君) そういう行為がないかといへば、それは行為はあるんでしようけれども、今の設例の場合でまいりますと、債務者としては、債権が譲渡されたことについて譲受人が對抗要件を持っておりませんから、当然にもとの債権者すなわち譲渡人を相手に債務を弁済すればこれは本旨に基づく弁済になるということで、自己の債務が消滅するということになります。その後には譲受人から請求を受けても、それは既に消滅しておりますという抗弁を出せるのは当然であると思っております。

○橋本敦君 そういったことで裁判を起こされたら、裁判を受けて立たねばならぬということになるんです。実際の問題としては、自分の弁済は有効だということを証明しなければならぬ。裁判にならないうちです。そこをどうするかの債務者の保護というのはいささかあいまいなことではないでしょうかという点を私は一つ心配するんですが、特償法では債権譲渡公告ということをやつていく条件として委託を必ずやる。それは取り消さないというぐらゐの厳しい関係が通産省との関係ではある。こういうわけで、私は特償法がいいと言っているんじゃないやありません。ところが、今おっしゃったように、今度の特例法ではどちらが取り立てるか任意に任ず、こういうことで、債務者にとつてはどちらから来るかわからないという不安定さが残る。それから抗弁権がどこまで行使できるかということについても、それはあなたがたがおっしゃるような有効な弁済だということと客観的に証明されればいけれども、争いがあつた場合は問題がやつぱり出てくるという意味で不安定さが残るわけです。

そこで、聞きますけれども、仮に債務者が弁済をした、債権譲渡をしたもとの債権譲渡人がその弁済を受領した、債権は消滅するわけです。その消滅したということについて登記はできますか。

○政府委員(森脇勝君) 消滅の登記をすることができます。はもとの譲渡人それから譲受人の共同申請です。

る、こういうことになっております。
○橋本教君 ところが問題なんです。

有効に弁済した、お金を払ったんです。だから債権は消滅したんです。その債権が消滅したというのを、その債権譲渡登記の中から自分債務者名と債権は消滅して、登記を抹消してもらおう権利があると思ふんです。

ところが、なぜ債務者にその権利を認めないんですか。譲受人、譲渡人がその登記を申請するからするということ、そちらに任せてしまつて、債務者に自分で抹消したということを明確にできる権利をなぜ認めないんですか。

○政府委員(森脇勝君) これは結局この法律で規定いたします債権譲渡登記の効力が何かというところから来るわけでございまして、その点は譲渡人、譲受人の申請に基づいて、その間で債権譲渡がなされたという申請に基づいて登記がされる、こういうことになっているわけでございませ

す。その登記の中に債務者が登場するというのは、当該譲渡人、譲受人間で譲渡された債権を特定するの必要だからという形で債務者が登場する、こういうこととございまして、この登記の効果から考えますと、当該譲渡債権の債務者はこの登記によつて法律上の利害関係を受けないということから債務者の抹消登記請求というものを認めていない、こういうこととございします。

○橋本教君 重大な問題でしょう。先ほど大森委員からは虚偽登記の問題がありました、真正に弁済をして債権が消滅しているんですよ。債務者にとつたら、消滅したということ、登記ファイルから債権の抹消してもらおう権利があつておかしくないんです。債権の譲渡人と譲受人の共同の登記が何か知りませんが、そういうことでなければできないとなつたら、弁済した、消滅したにもかかわらず、その債権は登記事項証明書に残つていくじゃありませんか、それでしよう。

債務者保護に欠けること著しいと私は思います。この法律の一つの問題としては重大な欠陥が

ある。そうでなければ、局長、債権譲渡登記されたとその問題の登記が次の第三者にまた譲渡されるということだつてあるわけなんです。その場合に、これは消滅したんですよと言つて抹消してくれればいいですよ、抹消しないでそのまま次の債権譲渡ということになつて登記が続いていく可能性があつてあるんです。

それから、もう一つは、利害関係人が登記事項証明書をもらつたら、そこには弁済したにもかかわらず債務者として債権額とともに載つてゐるわけなんです。だから、その場合に、利害関係人はその登記事項証明書をもらつて、これは弁済済みの債権で消滅債権だということがわかりませんよ。そういう意味の取引上の不安定性もある。だから債務者の保護からいっても、そういう安定性からいっても、正当な弁済があつた債権については抹消するのは当たり前です。抵当権だつて、抵当権抹消登記は支払つた債務者が請求できるんですよ。そういう意味で、請求権がないというのは、私はこの法案については一つの重大な問題として検討すべきである。研究会でも法務省でも検討されたことはないわけですね。私は研究会の資料も読みましたけれども、検討されてない。

○政府委員(森脇勝君) 今、そういう観点からの検討というものはなされておりましたが、先生が今御指摘になられました事項につきましては、これを解消する最良の手段としては、この登記の意義、制度の趣旨、こういうものを徹底していくこととであらうというように認識いたしております。

○橋本教君 重大な問題があるんですよ。時間もありませんから次の問題に移りますけれども、第八条の関係であります、第八条一項では、何人も登記官に対して、登記事項の概要のことで登記事項概要証明書の交付請求ができます。しかし、この一項では、債務者のプライバシー保護のために、債務者の債務者名や債権額の欄は記載されない。これはわかりました。それで、第二項で、今度は政令で定めるといふことで、利害関係人、利害関係を有する者には当該債権の譲渡につ

いて登記ファイルに記録されている事項を登記事項証明書というところで出すということにしてゐる。これもわかりました。

そこで、利害関係人の範囲をどう定めるかという議論がありまして、先ほども議論されたとおりですね。そこで、債権の譲渡を受けたかと思つて譲受人はここで言う利害関係人には入らないという回答があつたかと思ふんですが、その点は間違ひありませんか。

○政府委員(森脇勝君) 債権を譲り受けようとする者、それはここでは利害関係人に含めないといふこととございします。

○橋本教君 譲り渡そうとする者は請求すれば当然この証明書は自分でとれますね。

○政府委員(森脇勝君) そのとおりでございませう。○橋本教君 そうすれば、債権譲渡するか受けるかというものは、債権譲渡する者がその証明書をとり、それを譲り受けようとする者が見せてください、どんな債権があるかわからないから譲り受けるかどうかの交渉もできませんよと言えは当然見せることになる。これは当たり前のことですね。だから、政令でせつかそこはチェックされたと言つけれども、実際の取引では出てくるんですよ。それで、出てきたその登記事項証明書がひとり歩きをして、債権譲渡を受けるかどうかという市場取引の中で出回っていくという可能性がチェックできないんですよ。その中には債務者の債権債務も出てくるんですよ。そういうことでプライバシーは完全に保護されるというわけにいかないというのを私は心配しておりますが、実際そうじゃありませんか。

題であらうというように考えております。御指摘の八条の一項、二項の書き分けによつて完全に債務者のプライバシーが一切取引界に出ないということまでは期待できるものではございません。

○橋本教君 時間がなくなりましたから終わりますが、まさにそういうことで、プライバシーの保護というものは重大な問題がこの法案にあるという事です。その点、民法の原則からいへば、確定日付による債権譲渡というそのこと自体はこういう心配は起こつてこないんですよ。

だから、そういう意味では、今日の金融情勢に見合う法案だと言つけれども、民法の原則を曲げて、プライバシー保護や対抗要件、そういった問題でこういう重大な問題があるということについて私は指摘をして、質問を終わりたいと思ひます。

○平野貞夫君 けさから参考人の先生方のお話も勉強させていただきましたが、やはり民法の原則は原則として別に変へないんだというお話ですが、印象としては、やっぱり企業の世界、資本主義の世界がかなり激しく変わつてゐるなと、それに対応するための一つの制度といひますか、そういう性格の法案だと思ふんですが、やはり率直に申し上げまして、債務者の信用とかプライバシー、どうしても影響を受けるんじゃないやありませんか。

○政府委員(森脇勝君) 債務者の信用あるいはプライバシーを保護するためには、債権譲渡登記の登記事項のうち、その債務者に係る部分はみだりに登記事項証明書によつてだれでもとれるということにはしない、こういう制約を設けることによりまして、一定の保護を図らうとしてゐるものでございまして、これによつて債務者の情報外部に出ることが完全に防止されるというほどの手当てではないという限度では御指摘のとおりであらうというふうに考えます。

○平野貞夫君 私ども自由党はこの法案に賛成する立場でございしますので、これ以上のことは申し

上げませんが、やはり心配がある、そして法務省当局としても、そういう心配に対してはやっぱり十分な対応をしていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

前回、私、法務省民事局の所管の話ということで、大きくいろんな改革をやっている中でやっぱり総理大臣の姿勢というのは非常に大事なこと、橋本総理の中国ODA疑惑問題を取り上げたんです、その続きを残りの時間でやらせていただきます。

前回お願いしておりました在日大使館勤務者で日本に帰化した前例、過去二十年程度でございますが、名前を公表するのはまずいというのでした、件数でも結構ですから、御回答いただきたいと思ひます。

○政府委員(森脇勝君) 御指摘のような事案に関する統計は私も持っておりませんので、これは把握できないところでございますので、御理解賜りたいと思ひます。

○平野貞夫君 把握できないということは、ないということですか、あるいは極めて少ないということに私は今の答弁で理解しておきます。

けさになってお願いしました相模の曙とサッカーの呂比須、この二人は帰化申請をして許可になるまでにどのくらいの期間がかかったか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(森脇勝君) 曙関につきましては約十一カ月弱、呂比須選手につきましては八カ月弱というように把握いたしております。

○平野貞夫君 わかりました。

そこで、そのODA疑惑の朱さんについてでございますが、朱さんが中国人でしたので、中国の方と結婚されたのが昭和五十八年。そして平成元年に離婚されて、平成三年五月三十一日に日本人のJICAの職員と再婚された。そして埼玉県の狭山市を住所にして入籍された。そして平成八年一月十一日に橋本政権が誕生した。そして八日後の同年一月十九日に朱さんは帰化申請した。そして十一月十六日に帰化が許可になった。

た。これが事実関係だと思ひますが、この場合に問題なのは、朱さんの帰化申請の動機でございます。

平成三年五月三十一日の入籍でございますので、国籍法では三年ですから、平成六年六月一日には申請の資格があったと思うんですが、二年間申請されていない。これは事実関係だけ並べた話なんです、橋本首相が誕生して八日後に帰化申請をした。一体帰化の動機というのは何であつたかということをお私に問題にしたいと思つておるわけでございます。

帰化の動機について御答弁いただけますか。

○政府委員(森脇勝君) これは高度のプライバシーに属する事項でございますので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 申請者が帰化申請するときに、帰化動機書というものを提出するはずでございます。今答弁できないというなら、それはそれで仕方ありませんが、我々はこの問題のプロジェクトチームを、先ほども民主党と自由党の共同会議をやつたばかりでございますが、両院のそれぞれの機関においてその資料要求はし続けていくことになると思ひますので、そのようにひとつ御理解いただきたいと思ひます。

次の問題なんです、帰化の動機に問題があるということが一つ、それからもう一つは、平成八年の一月十九日に申請されて十二月十六日に許可になる。そして法務省で調査したのは後半の四カ月ぐらいたというのが先般の答弁でございます。したが、実はどういふ調査を行ったか、徹底した調査が行われたかどうかということが一つ大きな問題でございます。

と申しますのは、橋本総理と中国のODA疑惑の問題、特にこの朱さんとの関係につきまして、もう平成八年の三月ごろから世の中で非常に話題にされてきた。そして四月には、もとは中国語で書かれたのじゃないかと言われる怪文書が流布された。その怪文書をめぐって五月、六月にかけていろんなマスコミが朱さんの問題を取り上げ

て、朱さんの職責、職務も話題にされております。そして、再婚された朱さん夫妻と前の旦那さんととの間で、たしか六月ごろでございますが、名誉毀損の訴訟が行われております。したがって、極めて社会的な問題になつた方でございます。そして、そのころには朱さんというのは中国の公安関係に勤務していたという話も流れていたと思ひます。

そういうことについて法務当局は、朱さんの帰化申請の調査についてどのようにどの程度調査をしたか、そういう情報を知らなかったということではないと思ひます、その点についてお答えいただけますか。

○政府委員(森脇勝君) 個別事件の態様、審査の内容等については、これも個人のプライバシーにかかわる情報でございますし、さらにこういふことが公表されるといふことになりまして、今後の帰化行政の円満な進展にも障害になるといふことでございまして、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 もう一つ、朱さんは共産圏の人だということですね。共産圏の人の帰化調査については従来相当長期間の調査をするというふう聞いています、その点、いかがでございますか。

○政府委員(森脇勝君) 帰化許可申請事件が参りますと、それぞれの事案に応じて、日本に住居を有している期間はどうか、あるいは申請人の本国法上行為能力に欠けることはないか、あるいは素行善良と認められるか、自己あるいは配偶者、親族の資産、技能で生計を維持できる見込みがあるかどうか、あるいはその方が外国人である場合に帰化によつて外国国籍を失ふことになるかどうか、あるいは政府を暴力で破壊することを企てたり主張したりしたことがないかといった点につきまして、必要かつ十分な調査を行つておるところでございます。

○平野貞夫君 そうすると、朱さんの帰化問題については十分な調査を行った、こういうことでございませうか。

○政府委員(森脇勝君) ただいま帰化許可申請事件についての扱いは一般論として申し上げましたが、個別の事案に対する調査の程度、内容等につきましては、これは個人情報に属することでございますので、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 十分な調査を行つたか行わなかったかというところは個別の問題じゃないと思ひます。十分な調査を行つたんじゃないですか。

○政府委員(森脇勝君) 先ほど申し上げましたとおり、帰化申請事件についてはその要件等についての十分な調査をし、それによつて許可されるのが一般でございます、それ以上に個別の事案についての調査ということについては答弁を差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 そうすると、実際は十分な調査を行つたか行わなかったかというところは、この場ではわからないわけですね。

それではお尋ねしますが、公安当局に朱さんについて調査の指示というのは行われたでしょうか。

○政府委員(森脇勝君) 個別の調査内容につきましては、個人のプライバシー及び帰化行政に重大な支障を及ぼすということで、答弁を差し控えていただきたいと思います。

○平野貞夫君 私は、この問題は単なる個別の問題じゃないと思ひます。やはり総理の中国のODA疑惑にかかわる基本的な問題、国益にかかわる問題という立場から質問をしているわけですが、局長が個別の問題だからこの場では答えられない、こういうことでしたら、私の総括としては、この朱さんの帰化問題というのは極めて疑惑がある重要な問題である、今後も我々はやっぱり追及していかなきゃだめだ、真相を究明していかなきゃだめだ、こういうふうに思つてございませう。

要するに、中国のベチューン医科大学附属病院のODA無償援助にかかわつてさまざまな交渉があつて、結果的には中国側の三十五億円という要

請に對して二十一億円という無償援助が内定されたのに、さらに五億円追加されて二十六億円という決定になった。そして中国側では、それは當時の橋本大蔵大臣の尽力であるということを証言する方がおるわけでございます。そこにどういふような問題がかかわつたかといふことの真相を究明することが非常に重要な問題なんでございます。したがって、この朱さんの帰化の動機、大體夫婦として一緒になれば一日も早く帰化したいものだと思うんですが、それを帰化申請を二年間も放置していた。そして、そのころ中国女性との問題はいろいろところで非常に話題になつていたわけだ。そして、総理に就任して八日目に帰化申請した。そして、共産黨の人でありながらいろいろな問題が話題になりながら、十一月後に許可になつた。

私は、やはりこの問題の疑念があるから早く朱さんを日本人にして、そして日本人という中でこの問題の真相が露出しないように早く日本人に帰化したと。そこにやっぱり帰化手続に重大な問題があるのではないかと。あなたの明確な答弁が出ないもので、それからいふに推測せざるを得ない、そういう前提で今後もこの問題を追及するといふことを申し上げて、質問を終わります。

○委員長(武田節子君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○千葉景子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案に対する反対討論を行います。

本法律案は、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例として、法人が行う金銭債権の譲渡等について登記による新たな對抗要件制度を創設しようとするものであります。

債権譲渡の對抗要件制度につきましては、現行の法体系において、民法第四百六十七条の規定に

よる確定日付ある証書による譲渡人からの通知または債務者の承諾と、特定債権法の規定による公告との二つの制度があります。公告制度は、新聞紙上に公告がされたときは、譲渡した債権の債務者に対して民法第四百六十七条の規定による確定日付ある証書による譲渡人からの通知あつたものとみなされ、公告の日を確定日付としております。

このため、公告手続を済ませた債権の中に、それと同一の日に個別に民法第四百六十七条の規定による對抗要件を具備した債権がある場合、すなわち同一日に二重譲渡がなされた場合といふのが優先するの、その判断が不可能であるといふ事態を生ずることになります。最高裁判例は、債権の二重譲渡の場合、確定日付ある譲渡通知が債務者に到達した日時の先後によつて優劣を決定すべきであるとしております。しかし、同一日の場合、通知の到達時間が単位となりますが、公告は日単位となりますので、先後の確定は不可能となり、優劣関係は不明となつてしまふ。債務者保護の上からも、また、取引の安全の確保からも重大な問題があると指摘されているところであり

ます。

本法律案は、このように、現行の法体系においても重大な問題がある、民法及び特定債権法の規定による二つの對抗要件制度をそのまま存続させた上、さらに新たに登記による對抗要件制度を導入しようとするものであり、これにより債権譲渡の對抗要件制度は三元化され、對抗要件が重複した場合の優劣関係の判定はより一層複雑困難なものとなります。

本法律案の規定によれば、登記の日が確定日付とされます。そこで、本法律案の登記による對抗要件と民法の規定による對抗要件とを具備した二重譲渡がなされた場合、確定日付ある証書による譲渡人からの通知の到達日と登記の日付が同一日であれば通知の到達時刻と登記の時刻の先後により優劣を決定することになります。本法律案の債権譲渡登記は、特定債権法の公告と同様、日を単位としており、通知の到達のように時間を単位と

してはおりませんので、民法と特定債権法の對抗要件の重複の場合と同じく、先後の確定は不可能となり、優劣関係は不明となつてしまふ。

この問題について、本委員会の質疑において法務省は、登記事項証明書に時刻を記載することによつて解決すると答弁されておりました。

が、本法律案は、債権譲渡登記ファイルの記載事項として「登記の年月日」を掲げており、登記の時刻の記載は定めておりません。法務省は、本法律案第十六条の「この法律に定めるもののほか、この法律に定める登記に必要事項は、政令で定める」といふことを根拠に登記の時刻を記載事項とすることを政令にゆだねることとしていますが、国民の権利義務を確定する對抗要件の優劣関係を決定する重要事項であり、国会の審議権が及ばない政令に安易にゆだねようとする態度には納得がまいりません。そのほかにも、民法の原則と並列する異なるシステムを導入しようとするにもかかわらず、内容が政省令にゆだねられてる部分が多く、解釈、運用に疑義が生ずる結果になりかねないのではないかと。

この問題は、そもそも不良債権を処理するための債権流動化を急ぐ余り、現行の債権譲渡法制の問題点を十分に吟味することなく、債権譲渡の簡素な第三者對抗要件制度を導入しようとする立法化を焦つたため生じた法の不備ではないかと考えます。国民の権利義務を確定する基本法に不備があつてはならず、登記の時刻等が必要なのは明白でございますので、一時しのぎの政令によるのではなく本法律案を修正して法定すべきではないかと思ひます。また、特定債権法と本法律案の規定による對抗要件が同一日で重複した場合もその先後は確定することができず、優劣関係は不明となつてしまふ。

さらに、本法律案の規定による債権譲渡登記は譲渡人及び譲受人の共同申請によつて行われ、債務者は関与いたしません。このため、債権成立について無効等の瑕疵があつたり、弁済や相殺等によつて債権が既に消滅しているような場合であつても債権譲渡が登記され、あたかも債権が存在しているかのような外観を呈するおそれがあります。登記に公信力がないことはもちろん当然でございますが、登記されることにより債権の存在等について事実上の大きな推定力が生ずることは否定できません。

これに對して、債務者へは登記事項が通知されることもなく、仮に債務者がその事実を知つたとしても異議を申し立てることもできません。登記事項証明書の交付により債務者の住所、氏名、債務額等が利害関係人に公示され、債務者のプライバシーが公表されることとなりますが、その内容が事実と異なるものであるときは債務者の信用を損ない、プライバシーを侵害することにもなりかねません。本法律案は、第三者對抗要件の具備を容易にする反面、一般消費者である債務者が無視されているかのように、その保護の手続が十分になされておられません。この登記を信頼して債権を譲り受けた譲受人の取引の安全を害することにもなります。

このように、本法律案は債権譲渡の優劣関係の判定をますます複雑なものとし、取引の安全を損なうとともに債務者の信用やプライバシーを害するおそれが多分にあり、債権者保護、債務者保護の両面から見ても大きな問題が存在しており、このままでは到底賛成することはできません。

特に、本法律案により債権譲渡の對抗要件制度が三元化されてしまふことは、取引の安全の上で大きな問題となります。対象をリース・クレジット債権に限定している特定債権法は、この際廃止すべきではないでしょうか。本法律案による債権譲渡の對抗要件制度は、民法の特例ではあつても、一般消費者が債務者である場合にはむしろ原則となるものと推測されます。それだけに、解釈上疑義が生じてはならず、不明な点を政省令で補うという手法はとるべきではありません。

債権譲渡の對抗要件のあり方について、取引の安全と債務者保護の両面から對抗要件制度の一元化を目指してさらに検討を続けていくよう強く要

望いたしまして、反対討論を終わります。

○委員長(武田節子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、林田悠紀夫君が委員を辞任され、その補欠として鈴木正孝君が選任されました。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、本法案について簡単に反対の意見を申し述べます。

民法が原則としております債権譲渡に關しての第三者への対抗要件と債務者保護要件の統一な機能というものは、私は基本的には民法の大事な原則として守るべきである、こう思っております。ところが、特債法によって一部の例外ができ、今度は本法案によって新たな特例規定が設けられるということでは、私は重大な懸念を持っております。

本案の背景としては、最近の金融事情のもとにおける資産の流動化なり、あるいはまた市場における資本調達という企業、財界の側の要望があることは事実であります。もう一つは、不良債権処理に關連して特定目的会社の設立と深くかかわつてこの法案が出されていることも審議の中で明らかになつてまいりました。そうした一括した債権譲渡を可能にするというのがまさにこの手続であります。

しかし、その特定目的会社それ自体がそういった債権の譲渡を受けて果たして十分に機能し得るのであるか。今日、五十兆を超える銀行の不良債権と言われている。優良債権ばかりを特定会社に集めてそこで処理をするということならまだしもですが、そうはいかないという状況の中で、不良債権を含めた債権の法人の一括譲渡が特定目的会社自身の経営を困難にして、新たにそこにまた公的資金の投入というおそれがないわけではな

ありました。

具体的な問題として、第三者対抗要件としてい

わゆる特債法による公告と民法における債権譲渡の確定日付による方法と、それから本法案による登記という関係があります。この関係がまた具体的に

特定して安定的に解決し得るということが不可能な状況があります。とりわけ、いわゆる特債法における公告との関係においては、債権の優劣を具体的に特定し得るということ自体が事実上不可能

だというのは森脇民事局長の答弁からもうかがわれるところでありまして、この点についての解決が法自体の中で整合性を持ってできないというの

は法の重大な欠陥と言わねばなりません。それから、債務者保護の点からいっても、私も指摘したんですが、正当に弁済した債務者がその弁済した債権の抹消登記ができないというのは一体どういふことであらうか。この点については何

らの考慮もされていないのであります。そういった考慮をすればこの特例法は成り立たない

と、そこまで森脇民事局長は答弁されたわけでありまして、しかし、そういった正当に弁済されてなくなつた債権が登記ファイルに記載されたまま譲渡人と譲受人が共同で抹消登記をしない限りは次の債権譲受人にもまた続けられていくわけであり

ます。こういった意味からいっても、プライバシーの侵害ということだけでなく債務者の権利侵害ということにも、この法案では債権の問題について何人も概要事項の証明はとれますが、債権の具体的な登記証明書をばれないというようにして

務者保護という点からいってもプライバシー保護

という点からいっても民法上の原則からいっても多々重要な問題のある法案でありまして、賛成で

きないということとございます。

○委員長(武田節子君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

債権譲渡の対抗要件に關する民法の特例等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武田節子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

大森礼子君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大森君。

○大森礼子君 私は、ただいま可決されました債権譲渡の対抗要件に關する民法の特例等に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護国連合、自由党及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

債権譲渡の対抗要件に關する民法の特例等に関する法律案に対する附帯決議

(案)

債務者の信用やプライバシーが侵害されることのないよう、適切な方策を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武田節子君) ただいま大森君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(武田節子君) 多数と認めます。よつて、大森君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、下稲葉法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。下稲葉法務大臣。

○国務大臣(下稲葉耕吉君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(武田節子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に關する請願(第一九一八号)(第一九一九号)

一、外国人登録法の抜本改正に關する請願(第一九二二号)

一、裁判所速記官制度の維持、司法の充実・強化に關する請願(第一九五三号)

一、外国人登録法の抜本改正に關する請願(第

する請願

一九七五号

一、選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願(第一九八三号)

一、外国人登録法の抜本改正に関する請願(第二〇〇五号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願(第二〇四一号)

一、外国人登録法の抜本改正に関する請願(第二〇四二号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願(第二〇五三号)(第二〇五四号)(第二〇六〇号)(第二〇六四号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制度の法制化に関する請願(第二〇六五号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二〇六六号)

一、治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願(第二〇一〇号)

一、子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制度の法制化に関する請願(第二一一〇号)

一、婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二一一一号)

一、裁判所の人的・物的充実に関する請願(第二一一八号)(第二一二四号)

一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案及び刑法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願(第二一二七号)

第一九一八号 平成十年五月十五日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実、強化に関する請願

請願者 岡山市津島新野二ノ一ノ六 砂子

和正外二千九十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第一九一九号 平成十年五月十五日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実、強化に関する請願

請願者 愛媛県松山市御宝町二六ノ七

合田元之外二千九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第一九五二号 平成十年五月十五日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市西泉丘二ノ二、四一

八ノ一 竹松祐次

紹介議員 照屋 寛徳君

外国人登録法の抜本改正について、次の事項の実現を図りたい。

一、永住・非永住という在留資格に関係なく抜本改正を行うこと。

二、法目的を住民サービス目的とし、そのために自治体の固有事務にすること。

三、登録項目を住民基本台帳並みに削減し、罰則規定を廃止すること。

する請願

請願者 愛媛県松山市御宝町二六ノ七

合田元之外二千九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第一九五二号 平成十年五月十五日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市西泉丘二ノ二、四一

八ノ一 竹松祐次

紹介議員 照屋 寛徳君

外国人登録法の抜本改正について、次の事項の実現を図りたい。

一、永住・非永住という在留資格に関係なく抜本改正を行うこと。

二、法目的を住民サービス目的とし、そのために自治体の固有事務にすること。

三、登録項目を住民基本台帳並みに削減し、罰則規定を廃止すること。

四、指紋制度を廃止し、過去に採った指紋も直ちに廃棄・抹消すること。

五、登録証を廃止すること。

六、五年ごとの切替制度を廃止すること。

七、人権侵害につながる署名や写真、家族登録制度を廃止すること。

八、同一人性確認の手段を名目に、新たな管理強化を行わないこと。

第一九五三号 平成十年五月十五日受理

裁判所速記官制度の維持、司法の充実、強化に関する請願

請願者 高知県安芸郡東洋町大字生見七二

ノ四 生田昌外二千九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二二〇六号と同じである。

第一九七五号 平成十年五月十八日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪市東淀川区大道南二ノ一ノ二

七 山崎伝治

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一九五二号と同じである。

第一九八三号 平成十年五月十九日受理

選択的夫婦別姓の導入、婚外子差別を廃止する民法改正に関する請願

請願者 北九州市小倉北区大手町一四ノ五

ノ四〇二 重永西子外二十九名

する請願

請願者 茨城県北相馬郡藤代町宮和田五三

一ノ一ノ九〇九 中島哲雄外二千九百九十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

法務局は業務量の増大に対して職員が全く不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、特に少年犯罪の激増・深刻化によって保護観察官の業務も複雑、高度化し、また、従来裁判所で扱われていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されてからは業務の増大が著しい。出入国管理業務も海外旅行の増加や外国人による不法就労問題などによって著しく繁忙を極めている。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員

を増員すること。

第二〇四二号 平成十年五月二十日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 大阪府摂津市学園町二ノ六ノ一六

ノ三〇二 田畑秀樹

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一九五二号と同じである。

第二〇四一号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 千葉市美浜区稲毛海岸五ノ五ノ二

七ノ二〇二 清水純一外二千九百九十九名

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇六〇号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 岐阜県武儀郡武芸川町高野三二三

ノ一三 山本利尚外二千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇六四号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚五ノ一五ノ三一

九 山崎伝治

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一九五二号と同じである。

第二〇五三号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 東京都昭島市築地町三二九ノ四〇

する請願

請願者 三重県桑名市

三 新井史年外二千九百九十九名

紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇五四号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 千葉市美浜区稲毛海岸五ノ五ノ二

七ノ二〇二 清水純一外二千九百九十九名

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇六〇号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 岐阜県武儀郡武芸川町高野三二三

ノ一三 山本利尚外二千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇六四号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚五ノ一五ノ三一

九 山崎伝治

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第一九五二号と同じである。

第二〇五三号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 東京都昭島市築地町三二九ノ四〇

三 新井史年外二千九百九十九名

紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇五四号 平成十年五月二十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の増員に関する請願

請願者 千葉市美浜区稲毛海岸五ノ五ノ二

七ノ二〇二 清水純一外二千九百九十九名

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

齊藤秀樹外二千九百九十九名
紹介議員 志村 哲良君
この請願の趣旨は、第二〇四一号と同じである。

第二〇六五号 平成十年五月二十日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制度の法制化に関する請願

請願者 東京都豊島区南長崎三ノ二五ノ一
三 小日向健文外九十九名
紹介議員 山田 俊昭君
一、夫婦別姓選択制度の導入に当たっては、子の姓は出生時に決めること。
理由

夫婦別姓選択制度の法制化に当たって、結婚時に子供の姓を定めることを強制することは「結婚イコール子供を生むこと」を法律が女性に強制することであり、結婚をしても子供はつくりたくないという女性の思いを否定し、生みたくとも生まれない女性に更なる苦痛を強い、高齢女性を侮蔑（ぶべ）するものである。これは憲法違反であり、かつ国際人権規約や女性差別撤廃条約違反である。よって、夫婦別姓選択制度の導入に当たっては子供の姓は出生時に決めるよう求める。

第二〇六六号 平成十年五月二十日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県野田市清水一、〇六八ノ三

〇 高橋美智子外九十九名

紹介議員 山田 俊昭君

一、民法第九百条第四号ただし書を廃止し、婚外子・婚内子の法定相続分を同等とすること。
二、戸籍法第十三条を改正し、続柄欄を廃止して性別欄とし、差別記載を撤廃すること。
三、戸籍法第四十九条を改正し、出生届書の「嫡出子・非嫡出子」の別の記載を撤廃すること。
四、母が外国籍で父が日本国籍の婚外子が、日本国籍を取得できるようにすること。
五、認知された婚外子への児童扶養手当打ち切りをやめること。

理由

平成五年に批准された「子どもの権利条約」では第二条に出生による差別の禁止が規定されており、同様の規定は昭和五十四年に批准された「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権規約B規約）」第二十四条にもある。平成五年十一月、国連規約人権委員会は日本政府に対して規約違反を指摘するとともに速やかな法改正を勧告したが、日本ではその後も民法の相続差別規定が最高裁判所で合憲と判断され大阪高等裁判所では認知によって児童扶養手当が打ち切られることも適法であると判断されるなど、出生に基づく差別が温存されている。よって、法制度の改正により法の下の平等を実現するとともに、婚外子の人権確立に向けて取り組むよう求める。

第二〇一〇号 平成十年五月二十一日受理
治安維持法の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 三重県松阪市船江町六五五ノ一八
上村秀作

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二二一〇号 平成十年五月二十一日受理
子の姓を出生時に決める夫婦別姓選択制度の法制化に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉六ノ四二ノ三

〇 松村誠一外九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二〇六五号と同じである。

第二二一一号 平成十年五月二十一日受理
婚外子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 新潟市上新栄町四ノ五ノ八二 石
附幸子外九十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二〇六六号と同じである。

第二二一八号 平成十年五月二十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 静岡県浜松市和合町六ノ四 水島
光江外四百九十九名

紹介議員 松浦 功君

近年、裁判所に持ち込まれる法的紛争は増加し、内容も複雑・困難なものになっている。しかしながら、現在、「裁判に時間が掛かり過ぎる」、「裁判の手続や結果が分かりにくい」、「市民にとって身近な利用しやすいものになっていない」などの批判にもあるように、裁判所の機能は社会の紛争解決機関として国民の期待に十分こたえられるものになっていない。その原因の一つが国家予算全体の中でも〇・四％平成九年度という極めて限られた裁判所予算と人員不足にある。民事訴訟法改正の趣旨を生かすためにも裁判官・裁判所職員的大幅増員や和解室・調停室等の不足解消など裁判所施設の充実は欠かせない。
ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。
二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅に増やすこと。

第二二二四号 平成十年五月二十一日受理
裁判所の人的・物的充実に関する請願

請願者 大阪府堺市北花田町二丁二二九
杉山俊浩外千名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二二二七号 平成十年五月二十一日受理
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案及び刑法の一部を改正する法律案の早期成立に関する請願

請願者 東京都新宿区大京町三一ノ一〇財
団法人日本ユニセフ協会会長 澄

田智外二万名

紹介議員 小野 清子君

子供買春、子供ポルノは子供の基本的人権の侵害であり犯罪として厳しく罰せられるべきであるが、現行法の下で例えば子供買春の加害者の告訴、子供ポルノの製造禁止などを行うことは極めて困難であり、子供買春、子供ポルノ根絶のために新しい法律が必要である。与党三党プロジェクトチームによる「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案」及び「刑法の一部を改正する法律案」の早期成立を求める。
ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案」及び「刑法の一部を改正する法律案」を今国会中に審議すること。
二、同法案を今国会中に成立させること。

平成十年六月十七日印刷

平成十年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局